

# 情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告

(令和3年度)

前 橋 市



## 目 次

### I 情報公開制度

1	情報公開制度のあらまし	1
(1)	情報公開制度の意義	1
(2)	情報公開制度の概要	1
(3)	情報公開の市民利用窓口	1
2	情報公開の実施状況	2
(1)	情報公開の件数及び処理状況	2
(2)	請求者等の個人・法人別及び市内・市外居住地別内訳	3
(3)	実施機関別の実施状況	4
(4)	個別の処理状況	9
3	審査請求の状況	7 2
4	情報提供の実施状況	7 6
(1)	情報提供の件数及び処理状況	7 6
(2)	実施機関・部・課別の実施状況	7 6
5	令和3年度の会議の開催状況	7 7

### II 個人情報保護制度

1	個人情報保護制度のあらまし	7 9
(1)	個人情報保護制度の意義	7 9
(2)	個人情報保護制度の概要	7 9
2	個人情報取扱事務の届出状況	7 9
3	個人情報の目的外利用等の届出状況	8 1
4	個人情報開示等の実施状況	8 3
(1)	個人情報の開示等の件数及び処理状況	8 3
(2)	実施機関・課別の請求状況	8 4
(3)	実施機関・課別の申出状況	8 6
(4)	個別の処理状況	8 8
5	審査請求の状況	1 0 8
6	令和3年度の会議の開催状況	1 0 9

### III 資料

情報提供コーナーの刊行物等一覧表	1 1 1
有償刊行物リスト	1 1 4

# I 情報公開制度



## 1 情報公開制度のあらまし

情報公開制度は、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）に基づいて実施されています。制度の概要は、次のとおりです。

### (1) 情報公開制度の意義

この制度は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市が市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、公正で開かれた市政の運営の確保に資することを目的としています。

### (2) 情報公開制度の概要

#### ア 情報の公開

情報の公開は、公開を求める方の請求に基づき、市が保有する行政情報を公開するものです。この請求は、個人か法人か、市民であるか否かを問わず誰でもできます。

市の保有する行政情報は、原則として公開となりますが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報、個人の財産の保護等のため公開する情報から除かれる情報もあり、請求があると請求された行政情報ごとに実施機関が判断し、部分的に公開したり、又は非公開とする場合もあります。

#### イ 情報の提供

情報の提供は、公開の請求によることなく、市が積極的に市の保有する行政情報を市民の皆さんに提供しようとするもので、市のホームページへの掲載、報道機関への発表、市広報への掲載、情報公開コーナーへの刊行物の設置等さまざまな方法により行います。

#### ウ 前橋市情報公開審査会

前橋市情報公開審査会は、行政情報の公開に関し、実施機関が公開の請求に係る行政情報を部分的に公開し、又は非公開とした場合に、その決定を不服とした公開の請求者が行う審査請求について、第三者的立場で審査する機関として設置されています。

なお、審査会は、情報公開制度等について学識経験を有する者5人の委員により構成されています。

### (3) 情報公開の市民利用窓口

#### 情報公開コーナー

市役所庁舎2階にある情報公開コーナーで、情報公開制度や個人情報保護制度に関する相談、案内、請求書の受付などを行っています。情報公開の請求は、誰でも行うことができます。情報提供コーナーでは、市の施策、事業など多くの市民の皆さんに知っていただけるよう各課で発行した刊行物などの行政資料をそろ

え、自由に閲覧していただけます。また、コイン式のコピー機（1面10円）が設置され、必要なものの複写ができます。

情報公開コーナーで閲覧することができる刊行物等は、資料「情報提供コーナーの刊行物等一覧」（111ページ）のとおりで、114種類となっています。また、有償で販売している刊行物は、資料「有償刊行物リスト」（114ページ）のとおりで、137種類となっています。

今後も随時刊行物等の行政情報を収集し、情報公開コーナーの充実に努めます。

## 2 情報公開の実施状況

### (1) 情報公開の件数及び処理状況

令和3年度における行政情報の公開の請求の件数は214件、行政情報の公開の申出の件数は10件で、合計224件ありました。（表1）

また、情報公開の請求及び申出については、窓口で受け付けたものが114件、郵送によるものが29件、電子メールによるものが23件、電子申請システムによるものが38件、FAXによるものが20件でした。

「公開の請求」とは、前橋市情報公開条例が施行された平成10年度以後の行政情報の公開を受けようとするをいいます。

「公開の申出」とは、前橋市情報公開条例が施行される前の行政情報と勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村及び同郡富士見村の合併前にこれらの町村で作成された行政情報の公開を受けようとするをいいます。

前年度の合計件数（300件）と比較すると76件減少しています。（表2）処理の内訳は、公開の請求を受けた214件のうち、全部を公開したものが74件、部分公開をしたものが114件、非公開が11件、取下げが15件となっています。

また、公開の申出10件については、全部を公開したものが3件、部分公開したものが6件、非公開が1件となっています。



表1 情報公開の件数及び処理状況

区 分	件数		処理状況					取 下 げ	
	公 開 方 法	件 数	公 開	部 分 公 開	非 公 開				処 理 中
					非 公 開	拒 否	不 存 在		
公 開 の 請 求	閲 覧	9	3	3	0	1	0	0	2
	写しの交付	205	71	111	0	3	7	0	13
	小 計	214	74	114	0	4	7	0	15
公 開 の 申 出	閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
	写しの交付	10	3	6	0	0	1	0	0
	小 計	10	3	6	0	0	1	0	0
合 計	224	77	120	0	4	8	0	15	

表2 過去5か年の処理状況

区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
公 開	226	255	247	261	106	77
部 分 公 開	134	121	121	104	132	120
非 公 開	61	73	29	14	53	12
処 理 中	0	0	0	0	0	0
取 下 げ	10	5	16	9	9	15
合 計	431	454	413	388	300	224

(2) 請求者等の個人・法人別及び市内・市外居住地別内訳

公開の請求者及び申出者の個人・法人別の内訳は、請求及び申出数224件のうち、個人が79件（35.3%）、法人が145件（64.7%）と、個人に比べて法人からの請求が多くなっています。（表3）

また、請求者及び申出者の市内・市外居住地（法人の場合は、所在地）別の内訳は、市内居住者からの請求等が91件（40.6%）、市外居住者からの請求等が133件（59.4%）で、市外居住者からの請求等が多くなっています。（表4）

表3 請求者等の個人・法人別内訳

区 分	公開の請求		公開の申出		計	
	件 数	割合 (%)	件 数	割合 (%)	件 数	割合 (%)
個 人	78	36.4	1	10.0	79	35.3
法 人	136	63.6	9	90.0	145	64.7
合 計	214	100.0	10	100.0	224	100.0

表4 請求者等の市内・市外居住地別内訳

区 分	公開の請求		公開の申出		計	
	件 数	割合 (%)	件 数	割合 (%)	件 数	割合 (%)
市 内	86	40.2	5	50.0	91	40.6
市 外	128	59.8	5	50.0	133	59.4
合 計	214	100.0	10	100.0	224	100.0

(3) 実施機関別の実施状況

ア 公開の請求

実施機関別の公開の請求の処理件数は、市長が119件、公営企業管理者が24件、消防長が47件、教育委員会が22件、農業委員会が2件となっています。(表5)

イ 公開の申出

実施機関別の公開の申出の処理件数は、市長が1件、消防長が9件となっています。(表6)

表5 実施機関別の実施状況 (公開の請求)

実 施 機 関	件 数	処理状況						取 下 げ
		公 開	部 分 公 開	非 公 開			処 理 中	
				非 公 開	拒 否	不 存 在		
市 長	119	38	68	0	4	3	0	6
公 営 企 業 管 理 者	24	15	3	0	0	2	0	4
消 防 長	47	11	32	0	0	2	0	2
教 育 委 員 会	22	10	10	0	0	0	0	2

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	0	1	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人前橋工科大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	214	74	114	0	4	7	0	15

表6 実施機関別の実施状況（公開の申出）

実 施 機 関	件 数	処理状況					取 下 げ	
		公 開	部 分 公 開	非 公 開				処 理 中
				非 公 開	拒 否	不 存 在		
市 長	1	1	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
消 防 長	9	2	6	0	0	1	0	
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	
公立大学法人前橋工科大学	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	10	3	6	0	0	1	0	

ウ 部・課別の処理件数（公開の請求）

部別の処理件数では、消防局が47件、水道局が24件、教育委員会事務局が22件、総務部が21件、文化スポーツ観光部が20件などとなっています。（表7）

また、課別の処理件数では、消防局総務課が47件、文化国際課が19件、

水道整備課が12件、契約監理課、環境森林課、建築指導課及び学校教育課が10件などとなっています。(表7)

エ 部・課別の処理件数(公開の申出)

部別の処理件数では、消防局が9件、市民部が1件となっています。(表8)

課別の処理件数では、消防局総務課が9件、市民課が1件となっています。

(表8)

表7 部・課別の処理件数(公開の請求)

所 属	件 数	処 理 状 況						取 下 げ	
		公 開	部 分 公 開	非 公 開			処 理 中		
				非 公 開	拒 否	不 存 在			
総務部	秘書広報課	1	0	1	0	0	0	0	0
	職員課	6	0	3	0	3	0	0	0
	行政管理課	4	1	3	0	0	0	0	0
	契約監理課	10	8	0	0	0	0	0	2
	小 計	21	9	7	0	3	0	0	2
未来創造部	未来政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
	交通政策課	2	0	1	0	0	1	0	0
	情報政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
	小 計	4	0	3	0	0	1	0	0
財務部	資産経営課	4	1	3	0	0	0	0	0
	資産税課	7	7	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	8	3	0	0	0	0	0
市民部	生活課	4	2	2	0	0	0	0	0
	市民課	7	4	3	0	0	0	0	0
	小 計	11	6	5	0	0	0	0	0
文化スポーツ観光部	文化国際課	19	0	16	0	0	0	0	3
	スポーツ課	1	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	20	1	16	0	0	0	0	3
福祉部	社会福祉課	2	0	1	0	0	1	0	0
	子育て施設課	2	0	2	0	0	0	0	0

	介護保険課	2	0	2	0	0	0	0	0
	障害福祉課	3	0	2	0	0	0	0	1
	指導監査課	1	0	1	0	0	0	0	0
	小計	10	0	8	0	0	1	0	1
健康部	衛生検査課	3	1	2	0	0	0	0	0
	国民健康保険課	1	0	1	0	0	0	0	0
	小計	4	1	3	0	0	0	0	0
環境部	環境森林課	10	3	6	0	0	1	0	0
	ごみ減量課	1	0	1	0	0	0	0	0
	小計	11	3	7	0	0	1	0	0
産業経済部	産業政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	0	0	0	0	0
都市計画部	建築指導課	10	3	7	0	0	0	0	0
	建築住宅課	2	1	0	0	1	0	0	0
	市街地整備課	4	3	1	0	0	0	0	0
	小計	16	7	8	0	1	0	0	0
建設部	道路管理課	5	2	3	0	0	0	0	0
	公園管理事務所	5	1	4	0	0	0	0	0
	小計	10	3	7	0	0	0	0	0
水道局	経営企画課	3	0	2	0	0	1	0	0
	水道整備課	12	7	1	0	0	1	0	3
	浄水課	1	1	0	0	0	0	0	0
	下水道整備課	6	5	0	0	0	0	0	1
	下水道施設課	2	2	0	0	0	0	0	0
	小計	24	15	3	0	0	2	0	4
消防局	総務課	47	11	32	0	0	2	0	2
	小計	47	11	32	0	0	2	0	2
教育委員会事務局	総務課	4	0	4	0	0	0	0	0
	教育施設課	6	5	0	0	0	0	0	1
	学校教育課	10	3	6	0	0	0	0	1
	総合教育プラザ	2	2	0	0	0	0	0	0
	小計	22	10	10	0	0	0	0	2
農業委員会事務局		2	0	1	0	0	0	0	1
合	計	214	74	114	0	4	7	0	15

表8 部・課別の処理件数（公開の申出）

所 属		件数	処 理 状 況					取 下 げ	
			公 開	部 分 公 開	非 公 開				処 理 中
					非 公 開	拒 否	不 存 在		
市 民 部	市 民 課	1	1	0	0	0	0	0	
消 防 局	総 務 課	9	2	6	0	0	1	0	
合 計		10	3	6	0	0	1	0	

(4) 個別の処理状況

公開の請求に対する個別の処理状況は、次の表9のとおりです。また、公開の申出に対する処理状況は、表10のとおりです。

表9 個別の処理状況（公開の請求）

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
1	4月1日	窓口	令和3年度入札予定表	写しの交付	法人	契約監理課	4月2日	公開	令和3年度建設工事等電子入札予定表		4月2日
2	4月1日	窓口	アーツ前橋作品紛失調査委員会作成の調査報告書に関し、 ①2020年3月13日館長が文化国際課長に提案したという「方針案」 ②館長及び担当学芸員からのヒアリング内容を録取した書面等	写しの交付	個人	文化国際課	4月30日	部分公開	・〇〇作品ご遺族との関係等(調査担当学芸員作成資料) 2020.2.21 ・【要点メモ】文化国際課長(当時)と〇〇館長面談録	条例第6条第2号該当 非違行為の処分に關する部分並びに、著作権者氏名等の部分並びにヒアリング対象職員の職及び氏名については、特定の個人が識別され、又はされ得るものであるため。 条例第6条第5号該当 紛失作品の詳細情報は、著作権者の意向もあり、事務事業執行に關する情報であるため。 証言記録書については、ヒアリング対象職員の発言が記載されている情報であって、公開することにより将来の同種の調査の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。	5月11日
3	4月1日	窓口	アーツ前橋作品紛失の調査報告書に關係する調査資料について	写しの交付	個人	文化国際課	4月30日	部分公開	・アーツ前橋作品紛失調査委員会会議報告書(第1回～第3回) ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会調権結果 ・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長(当時)と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会に係る外部委員氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報であるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会会議録の全て、アーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内	5月11日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
4	4月5日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 航空写真	写しの交付	個人	資産税課	4月6日	公開	・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書 ・事故報告書 ・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール(抜粋) ・副館長と遺族とのメール(抜粋) ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	語における調査過程の情報であり、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与える恐れがあるため。 朱例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録、相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的そのものを毀損する恐れがあるため。 朱例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 朱例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	4月7日
5	4月2日	窓口	令和2年度 前橋市・玉村町上水道相互連絡管 配水管布設工事(拡管第8号)設計変更後の設計書	写しの交付	法人	水道整備課	4月9日	公開	変更設計書		4月13日
6	4月9日	メール	以下の施設に係る平成27年度以降の大気汚染防止法に基づく市に提出された一切の情報 〇〇(株) (前橋市〇〇町〇〇)	写しの交付	個人	環境森林課	5月17日	部分公開	・ばい煙(騒音・振動)発生施設に関する変更届出書 ・ばい煙に関する説明書	条例第6条第3号該当 「ばい煙発生施設に関する変更届出書」及び「ばい煙に関する説明書」中「処理能力、発電所構内配置図、法人の電話番号等」については、営業上の秘密情報を含んでおり、公開することにより法人の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えることと認められるため。 条例第6条第7号該当 「ばい煙発生施設に関する変更届出書」中、法人の代表者の印影は、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	5月20日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
7	4月9日	窓口	㈱○○、㈱○○(現㈱○○)が参加し落札した入札に関する資料。(2011～2019年)最低制限価格、予定価格、参加した企業、工それぞれの企業の掲示した金額と結果、工事名、場所、入札方法、入札識別が分かる資料。	写しの交付	法人	契約監理課	4月15日 取下げ				
8	4月12日	窓口	令和3年度自治会に対する一括交付金に関する○○地区(○○町○○丁目、○○町○○丁目、○○町○○丁目、○○町○○丁目、○○町○○丁目)の各自自治会加盟の世帯数が分かる資料	写しの交付	個人	生活課	4月27日	公開	世帯数(一括交付金算出基礎数)		4月28日
9	4月12日	電子申請	令和3年度上水道材料単価	写しの交付	法人	水道整備課	4月15日 取下げ				
10	4月12日	電子申請	令和3年度下水道資材単価	写しの交付	法人	下水道整備課	4月15日	公開	下水道資材単価		4月19日
11	4月12日	電子申請	キャノンLB0441用リサイクルトナー「CRG042(A4 9,000枚印刷対応)」相当品・落札業者・リサイクルメーカー・落札価格	閲覧	法人	契約監理課	4月14日	公開	・入札結果登録 ・指名同		4月15日
12	4月12日	電子申請	○○(前橋市○○町○○)の特定建築物届出書	写しの交付	個人	衛生検査課	4月19日	部分公開	特定建築物届出事項変更届	条例第6条第7号該当特定建築物届出事項変更届に押印された法人の代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	4月22日
13	4月14日	窓口	下記の変更後の工事設計書 ・上川淵地区側溝改良工事(道水第19号)	写しの交付	個人	道路管理課	4月16日	公開	変更設計書		4月16日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
14	4月15日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度前橋市立永明小学校5学年の会計簿（金銭出納帳）予算書・決算書</li> <li>令和2年度前橋市立永明小学校6学年の会計簿（金銭出納帳）予算書・決算書</li> <li>令和2年度前橋市立木瀬中学校1学年の会計簿（金銭出納帳）予算書・決算書</li> </ul>	写しの交付	個人	学校教育課	4月27日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度永明小学校学年会計簿（5学年・6学年）</li> <li>令和2年度木瀬中学校1学年会計報告書（1学期～3学期）</li> </ul>	<p>条例第6条第7号該当会計簿及び会計報告に押印した担当職員の個人印の影を偽造等された場合、当該者の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	5月28日
15	4月15日	電子申請	<p>前橋市市民課証明交付窓口等委託事業（履行期間：平成30年12月1日～令和3年11月30日）における選定業者の企画提案書、審査時における選定員の議事録及び全応募団体の評価項目別得点表</p>	写しの交付	法人	市民課	4月26日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議報告</li> <li>審査採点集計表</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当受注事業者審査委員会名簿のうち中小企業診断士の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別できないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第6条第3号該当選定業者の企画提案書について、公開することにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与える恐れがあるため。</p> <p>審査時における選定員の議事録及び全応募団体の評価項目別得点表の非開示理由については、公開することにより当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるため。</p>	5月10日
16	4月16日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度検査員別担当課一覧</li> <li>令和3年度建設工事等電子入札予定表</li> <li>令和元年度土木一式、舗装の入札結果（Aクラスののみ）</li> </ul>	写しの交付	法人	契約監理課	4月22日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度検査員別担当課一覧</li> <li>令和3年度建設工事等電子入札予定表</li> <li>入札執行調書</li> </ul>		4月27日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
17	4月16日	FAX	令和3年4月7日に前橋市契約課職員逮捕を受けて行われた前橋市長・総務部長及び職員課長の記者会見の全ての映像及び音声のデータ	写しの交付	個人	職員課	4月20日	部分公開	記者会見音声データ	行政情報不存在 記者会見の映像データについては、作成及び取得していないため。	4月23日
18	4月20日	窓口	入札執行調書記載の事項 〇〇、〇〇の2業者応札したもの 2018年度～2020年度	写しの交付	法人	契約監理課	4月20日	公開	〇〇が応札した案件一覧 (2018～2020年度) 〇〇が応札した案件一覧 (2018～2020年度)		4月27日
19	4月21日	電子申請	前橋市立勝山小学校の各階平面図と配置図	写しの交付	個人	教育施設課	4月22日	公開	施設配置図 平面図		4月22日
20	4月22日	郵送	令和3年度土木工事用資材単価	写しの交付	個人	契約監理課	4月23日 取下げ				
21	4月22日	郵送	令和3年度上水道材料単価	写しの交付	個人	水道整備課	4月23日 取下げ				
22	4月22日	郵送	令和3年度下水道資材単価	写しの交付	個人	下水道整備課	4月30日	公開	下水道資材単価		5月20日
23	4月22日	窓口	アーツ前橋が、前橋市に保管するアーツ前橋作品紛失に係る全ての資料について(調査報告書を除く)	写しの交付	個人	文化国際課	5月6日	部分公開	作品紛失に係る時系列 最新版 関係者の発言内容の推移 【書起こし】 2020.02.04アーツ前橋進 行管理会議会議録(抜 粋)	条例第6条第2号該当 文書中の記載内容の一部 は、非違行為の処分に関して 特定の個人が識別され、又は され得るものであるため、また は、著作権者氏名等について は、同様に公開することで特 定の個人が識別され、又は識 別され得るものであるため。	5月11日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧二中保管作品数の変遷</li> <li>・旧二中特別教室棟PC室見取図</li> <li>・【証拠画像】2019.3.26作品調査に係る調査メモ画像</li> <li>・旧二中保管作品調査画像及び保存フォルダハードコピー画像</li> <li>・文化国際課長(当時)、副館長(当時)及び事務職員のメール2020.3.18~2020.3.25</li> <li>・〇〇作品関係 作品リスト共有状況の時系列</li> <li>・調査担当学芸員が保管者からリスト回収したことを示唆するメール録</li> <li>・【書起こし】2020.12.22館長、副館長、担当学芸員の面談録</li> </ul>	<p>条例第6条第5号該当 紛失作品の詳細情報は、著作権者より非公開の依頼があった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的そのものを毀損する恐れがあるため。</p>	
24	4月23日	窓口	〇〇(株) 前橋市〇〇町〇〇 屋内消火栓設備設図(1F・2F・RF平面図)及び関係書類	写しの交付	法人	消防局 総務課	4月27日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇消火栓配置替えに伴う変更計算書</li> <li>・防火対象物製造所等の概要表</li> <li>・消火栓系統図</li> <li>・平面図</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当 各図面に記載された製図担当者の氏名については、特定個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p>	4月28日
25	4月27日	窓口	令和元年度 土木一式、舗装の入札結果(予定価格、入札価格の分かるもの) Aクラスの み	写しの交付	法人	契約監理課	4月30日	公開	入札執行調書		5月6日
26	4月28日	窓口	地番図(地籍図)と航空写真の合わせ図 縮尺 1/500 所在地 前橋市〇〇町〇〇 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	法人	資産税課	5月6日	公開	地籍図と航空写真の重ね図		10月6日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
27	5月6日	窓口	企業組合〇〇の事業決算報告書	写しの交付	個人	産業政策課	5月14日	部分公開	中小企業等協同組合決算関係書類提出書	条例第6条第2号該当事業報告書に記載された氏名及び住所については、特定された個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当決算報告書に押印された法人の代表者及び個人の印影については、印影が偽造等され、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。 財産目録に記載された銀行名及び支店名は、公開することにより犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められるため。	5月18日
28	5月6日	郵送	荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく令和2年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査票	写しの交付	法人	農業委員会	5月17日 取下げ				
29	5月6日	電子申請	令和2年度上水道材料単価	写しの交付	法人	水道整備課	5月10日	公開	上水道材料単価		5月13日
30	5月10日	窓口	〇〇町自治会における市一括交付金実績報告のうち収支決算書（平成29年度～令和元年度まで）	写しの交付	個人	生活課	5月20日	部分公開	実績報告書	条例第6条第7号該当報告書に押印された自治会長の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	5月21日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
31	5月10日	FAX	アーツ前橋作品紛失事案に関し、調査委員会とは別に、紛失が発覚してから館として自立的に行った調査及び検証資料	写しの交付	個人	文化国際課	5月18日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作品紛失に係る時系列最新版</li> <li>・関係者の発言内容の推移</li> <li>・【書起こし】2020.02.04アーツ前橋進行管理会議録(抜粋)</li> <li>・旧二中保管作品数の変遷</li> <li>・旧二中特別教室棟PC室見取図</li> <li>・【証拠画像】2019.3.26作品調査に係る調査メモ画像</li> <li>・旧二中保管作品調査画像及び保存フォルダハードコピー画像</li> <li>・文化国際課長(当時)、副館長(当時)及び事務職員のメール2020.3.18~2020.3.25</li> <li>・〇〇作品関係 作品リスト共有状況の時系列</li> <li>・調査担当学芸員が保管者からリスト回収したことを示唆するメール録</li> <li>・【書起こし】2020.12.22館長、副館長、担当学芸員の面談録</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当文書中の記載内容の一部は、非違行為の処分に関して特定の個人が識別され、又はされ得るものであるため。また、著作権者氏名等について、同様に公開することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。</p> <p>条例第6条第5号該当紛失作品の詳細情報は、著作権者より非公開の依頼があった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的そのものを毀損する恐れがあるため。</p>	5月24日
32	5月10日	電子申請	令和3年度上水道資材単価	写しの交付	個人	水道整備課	5月19日	公開	上水道資材単価		6月2日
33	5月10日	電子申請	令和3年度下水道資材単価	写しの交付	個人	下水道整備課	5月13日	公開	下水道資材単価		6月2日
34	5月11日	電子申請	水質汚濁防止法特定施設一覧	写しの交付	法人	環境森林課	5月17日	公開	水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧		6月2日
35	5月11日	電子申請	下水道法特定施設一覧	写しの交付	法人	下水道施設課	5月20日	公開	下水道法に基づく特定施設一覧		6月4日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
36	5月11日	FAX	令和2年度上水道資材単価	写しの交付	法人	水道整備課	5月13日	公開	上水道資材単価		6月14日
37	5月12日	郵送	〇〇のハラスメントに対する嚴重注意書及び同書の発行の基礎となった一切の関連資料	写しの交付	法人	職員課	5月17日	非公開		条例第7条の3該当 公開の請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に対して処分が行われたか否かという個人情報を開示することとなるため。	
38	5月13日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇平面図	写しの交付	法人	消防局 総務課	5月19日	部分公開	平面図	条例第6条第2号該当 図面に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報であるため。	5月20日
39	5月17日	電子申請	令和3年度上水道資材単価	写しの交付	個人	水道整備課	5月31日 取下げ				
40	5月17日	電子申請	令和3年度下水道資材単価	写しの交付	個人	下水道整備課	5月31日 取下げ				
41	5月17日	郵送	前橋市立第一中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・教・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	公開	定期試験問題		6月10日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開の方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
42	5月17日	郵送	前橋市立第六中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・数・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	部分公開	定期試験問題	行政情報不存在的な情報は、問題作成者が既に退職や他校への異動等により当該テストデータが存在しないため。	6月10日
43	5月17日	郵送	前橋市立第七中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・数・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	部分公開	定期試験問題	行政情報不存在的な情報は、問題作成者が既に退職や他校への異動等により当該テストデータが存在しないため。	6月10日
44	5月17日	郵送	前橋市立東中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・数・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	部分公開	定期試験問題	行政情報不存在的な情報は、問題作成者が既に退職や他校への異動等により当該テストデータが存在しないため。	6月10日
45	5月17日	郵送	前橋市立南橋中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・数・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	部分公開	定期試験問題	行政情報不存在的な情報は、問題作成者が既に退職や他校への異動等により当該テストデータが存在しないため。	6月10日
46	5月17日	郵送	前橋市立鎌倉中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て 学年：中1、中2、中3 教科：国・数・社・理・英・技家・音・体・美	写しの交付	法人	学校教育課	6月8日	部分公開	定期試験問題	行政情報不存在的な情報は、問題作成者が既に退職や他校への異動等により当該テストデータが存在しないため。	6月10日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
47	5月18日	窓口	認可許可申請時に提出している保有予定資産目録 (前橋市〇〇町自治会)	写しの交付	個人	生活課	5月19日	公開	・保有資産目録 ・保有予定資産目録		5月21日
48	5月18日	電子申請	令和3年度上水道資材単価	写しの交付	法人	水道整備課	5月21日	公開	上水道資材単価		6月14日
49	5月19日	窓口	企画展「〇〇」の記録集の未完成に関する資料一式	写しの交付	個人	文化国際課	6月2日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇」展の実施について</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(報告)</li> <li>・〇〇の企画展「〇〇」に係る「〇〇」への承認申請について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)寛書の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)寛書の締結について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務一部完了について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(報告)ほか</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当 起案及び企画書の一部の内容、ドキュメント制作についての協議報告の外部執筆者名、入札書の代理人名、委任状の受任者名、FAX送信連絡担当者名、見積書の担当者名、メールアドレス、作家名等は、特定の個人が識別され、又はされ得る情報で公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第3号該当 法律相談結果通知書の指導及び助言の要旨並びに処理状況は、弁護士への回答を職員が要点筆記した内容が記載されていることから、事業を営む個人のノウハウの情報に当たり、公開することにより事業活動が損なわれる恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第5号該当 起案の一部、法律相談協議書の事件の概要の一部及び相談内容は、前橋市の意思決定を行う参考として相談を行うにあたり、今後の契約協議における方針、折衝に関する事項等が記載されたものであり、情報公開によって事業の目的その他のものを毀損する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 業務委託契約書、協議書等の文書中の印影については、公開した場合、当該法人又は個人の財産等の保護に支障が生じるため。</p>	6月4日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
50	5月21日	窓口	平成29年〇月〇日付開発行為許可（申請者〇〇、許可第〇〇-〇号）に関する以下の情報 ・前橋市〇〇町〇〇及び〇〇〇の土地所有者が排水について承諾を許可したことを示す資料 ・自治会長が〇側市道U字溝への放流について同意したことを示す資料	写しの交付	個人	建築指導課	5月31日	部分公開	・土地使用承諾書 ・排水同意書	条例第6条第2号該当 土地使用承諾書に記載された申請者の住所及び氏名並びに排水同意書に記載された申請人の住所及び氏名並びに自治会長の住所については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 土地使用承諾書及び排水同意書に押印された土地所有者の印影及び自治会の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	6月3日
51	5月25日	窓口	〇〇前橋市〇〇町〇〇消防設備図面（自動火災報知設備・放送設備）	写しの交付	法人	消防局総務課	5月28日	公開	平面図		6月1日
52	5月26日	メール	アーツ前橋作品紛失調査委員会による調査報告書の「第1 本調査の内容、3 本調査の期間及び方法、(2) 本調査の方法」(p.1)において記載されている「本事案に係る関係資料や事実関係の解明に不可欠な資料、メールなどの分析や、関係者のヒアリング等を実施し、2021年3月9日までに入手した情報」及び3月9日以降に当該事案に関する情報が新たに収集されている場合はその情報	写しの交付	法人	文化国際課	6月10日	部分公開	・アーツ前橋作品紛失調査委員会協議報告書（第1回～第3回） ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果 ・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長（当時）と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録 ・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書 ・事故報告書 ・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合わせ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋）	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に係る外部委員名、作家氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報を害することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会協議書の全て及びアーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内部における調査過程の情報であり、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与える恐れがあるため。 条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、協議及び相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的を損う恐れがあるため。 条例第6条第7号該当	6月18日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
									副館長と遺族とのメール(抜粋) ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	
53	5月28日	窓口	令和2年度永明小学校及び木瀬中学校における市予算の使途明細(物品)	閲覧	個人	学校教育課	6月10日	公開	・令和2年度学校保健特別対策事業費補助金出納整理簿 ・明細内訳書		未実施
54	5月31日	メール	・アーツ前橋作品紛失調査委員会に関わる資料 ・アーツ前橋作品紛失に関わるアーツ前橋内の検証資料	写しの交付	法人	文化国際課	6月14日	部分公開	アーツ前橋作品紛失調査委員会(第1回～第3回) ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果 ・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長(当時)と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録 ・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書 ・事故報告書 ・文化スポート観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール(抜粋) ・副館長と遺族とのメール(抜粋) ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に属する外部委員氏名、作家氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報を著することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会会議録の全て及びアーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内部における調査過程の情報であり、公開することにより市民に不正確かな理解や誤解を与える恐れがあるため。 条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的を損なう恐れがあるため。 条例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	7月2日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の日
55	5月31日	電子申請	アーツ前橋の作品紛失にかかる全資料（作品紛失調査委員会へ提出されたもの）	閲覧	個人	文化国際課	6月14日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーツ前橋作品紛失調査委員会協議報告書（第1回～第3回）</li> <li>・調査報告書</li> <li>・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果</li> <li>・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録</li> <li>・副館長（当時）と担当学芸員メール</li> <li>・調査担当学芸員と著作権者通話録</li> <li>・文化国際課長と館長面談録</li> <li>・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書</li> <li>・事故報告書</li> <li>・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録</li> <li>・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・副館長と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・著作権者からのヒアリング回答書</li> <li>・現副館長の事案に対する見解</li> </ul>	<p>条令第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に 係る外部委員氏名、作家氏名、作品名 等については、特定の個人が識別さ れ、又はされ得る情報で公開すること により個人の権利利益を害する恐れが あるため。</p> <p>条令第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、 事業を営む法人の競争上の地位その他 正当な利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条令第6条第4号該当 調査委員会協議報告書の全て及びアーツ 前橋作品紛失時系列表の一部は実施機 関内部における調査過程の情報であ り、公開することにより市民に不正確 な理解や誤解を与え、恐れがあるた め。</p> <p>条令第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談 資料の一部の内容は、著作権者より非 公開の依頼のあった内容であり、公開 によって今後の遺族との交渉の目的そ のものに毀損する恐れがあるため。</p> <p>条令第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影につい ては、公開した場合、当該個人の財産 等の保護に支障が生じるため。</p> <p>条令第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼 に基づいて任意に提供された情報で あって、公開することにより個人との 信頼関係が著しく損なわれるため。</p>	6月21日
56	6月1日	メール	〇年に〇〇で開催した「〇〇」展で発行予 定であった記録集の未発行事案及び未発行 に至るこれまでの経緯に関わる一切の関連 資料	写しの 交付	個人	文化国際課	6月14日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇」展の実施について（同）</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の実施について（同）</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について（同）</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について（報告）</li> <li>・〇〇の企画展「〇〇」に係る「〇〇」への承認申請について（同）</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作（〇〇）覧書の締結について（同）</li> </ul>	<p>条令第6条第2号該当 起案及び企画書の一部の内容、ド キュメント制作についての協議報告の 外部執筆者名、入札書の代理人名、委 任状の受任者名、FAX送信連絡担当者 名、見積書の担当者名、メールアドレス 及びメールアドレス、協議書中 の作家名等は、特定の個人が識別さ れ、又はされ得る情報で公開すること により個人の権利利益を害する恐れが あるため。</p> <p>条令第6条第3号該当 法律相談結果通知書の指導致し及び助言 の要旨並びに処理状況は、弁護士との回 答を職員が要点筆記した内容が記載さ</p>	6月17日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	開法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
										「○○」展に係る作品制作（報告） ○）「○○」展に係る作品制作等業務一部完了について（報告） ○）「○○」展に係る作品制作等業務契約変更に係る協議の実施について（同） ○）「○○」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について（報告） ○）「○○」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について（報告）ほか	非公開の理由 れていることから、事業を営む個人のノウハウの情報が損なわれる恐れがあることと認められるため。 条例第6条第5号該当 起案の一部、法律相談協議書の事件の概要の一部及び相談内容は、前橋市の意思決定を行う参考として相談を行うにあたり、今後の契約協議における方針、折衝に関する事項等が記載されたものであるため。 条例第6条第7号該当 業務委託契約書、協議書等の文書中の印影については、公開した場合、当該法人又は個人の財産等の保護に支障が生じるため。	
57	6月3日	電子申請	2020年にアーツ前橋で起きた作品紛失について、市による調査の一次資料	写しの交付		個人	文化国際課	6月14日	部分公開	アーツ前橋作品紛失調査委員会協議報告書（第1回～第3回） ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果 ・【書記こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長（当時）と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録 ・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書 ・事故報告書 ・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋） ・副館長と遺族とのメール（抜粋） ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に係る外部委員氏名、作家氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報が公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会協議書の全て及びアーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内部における調査過程の情報であり、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与える恐れがあるため。 条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、協議及び相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的を損なう恐れがあるため。 条例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	7月7日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
58	6月3日	電子申請	「〇〇展」記録集未発行に関する契約から現在に至る経過の分かる資料一式	写しの交付	個人	文化国際課	6月17日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇」展の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(報告)</li> <li>・〇〇の企画展「〇〇」に係る「〇〇」への承認申請について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)覚書の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)覚書の締結について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務一部完了について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務契約変更に係る協議の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(報告)</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当 起案及び企画書の一部の内容、ドキュメント制作についての協議報告の外部執筆者名、入札書の代理人名、委任状の受任者名、FAX送信連絡担当者名、見積書の担当者名、メールアドレス及びメールアドレス、メールアドレス及びメールアドレス記載の個人名、協議書中の作家名等は、特定の個人が識別され、又ははされ得る情報で公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第3号該当 法律相談結果通知書の指導及び助言の要旨並びに処理状況は、弁護士の回答を職員が要点筆記した内容が記載されていることから、事業を営む個人のノウハウの情報に当たり、公開することにより事業活動が損なわれる恐れがあると認められるため。</p> <p>条例第6条第5号該当 起案の一部、法律相談協議書の事件の概要の一部及び相談内容は、前橋市の意思決定を行う参考として相談を行う方針、折衝の契約協議における方針、折衝に関する事項等が記載されたものであり、情報公開によって事業の目的そのものを毀損する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 業務委託契約書、協議書等の文書中の印影については、公開した場合、当該法人又は個人の財産等の保護に支障が生じるため。</p>	6月23日
59	6月3日	窓口	前橋市立原小学校 校舎の平面図及び立面図	写しの交付	個人	教育施設課	6月4日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>・立面図</li> </ul>		6月4日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
62	6月4日	郵送	令和2年度前橋市粕川温泉元気ランド指定管理者選定に係る次の文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請に関する文書（事業計画書、収支予算書、その他）</li> <li>・指定管理候補者選定委員会（審査結果、議事内容の記録）</li> <li>・応募者（当社）に関する書類（審査結果）</li> </ul>	写しの交付	法人	公園管理事務所	6月16日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者概要書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・前橋市粕川温泉元気ランド指定管理業者選定に係る採点表</li> <li>・会議報告</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当 事業計画書中、写真に写った肖像は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第3号該当 採点表及び会議報告書中、落選団体の法人名は、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるため。</p> <p>条例第6条第5号該当 採点表中の重要度、最高点及び採点者氏名並びに会議報告中の審議に係る部分については、当該事業若しくは将来の同種の事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。</p>	6月23日
63	6月7日	電子申請	アーツ前橋作品紛失調査委員会による調査報告書（2021年3月）で言及されている「本事業に係る関係資料や事実関係の解明に不可欠な資料」「紛失当時作成された検討資料」「その後の会議録」及び関係者へのヒアリングを書き起こした文書（あるいは音声ファイル）	閲覧	個人	文化国際課	6月9日 取下げ				
64	6月7日	電子申請	アーツ前橋作品紛失問題に関わる行政が保有している情報全て	閲覧	個人	文化国際課	10月6日 取下げ				



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求区分	所管課	公開日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
65	6月7日	電子申請	パワハラ問題に関わる行政が保有している情報全て	閲覧	個人	職員課	6月8日	非公開		条例第7条の3該当 公開の請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えられ、又は識別され得る個人情報若しくは特定の個人は識別できないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがある個人情報を公開することとなるため。	
66	6月7日	電子申請	アーツ前橋作品紛失調査委員会の関係者とのヒアリング、紛失当時作成された検討資料、会議録全文及び紛失作品6点を含む計52点借用作品のリストと写真全て	写しの交付	個人	文化国際課	6月7日	部分公開	・アーツ前橋作品紛失調査委員会会議報告書（第1回～第3回） ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果 ・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長（当時）と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録 ・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査書 ・事故報告書 ・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋） ・副館長と遺族とのメール（抜粋） ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に係る外部委員氏名、作家氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はされ得る情報が公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会会議録の全て及びアーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内部における調査過程の情報であり、公開することにより市民に不正確かな理解や誤解を与えらるる恐れがあるため。 条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的を損なう恐れがあるため。 条例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	6月23日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
67	6月8日	メール	前橋市に届け出られている水質汚濁防止法の特定事業所の事業所名と住所一覧、排水量が1日50㎡を超えるもの	写しの交付	法人	環境森林課	6月11日	公開	水質汚濁防止法に基づく特定事業所一覧表		6月15日
68	6月10日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 (旧〇〇) の下記図面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域図</li> <li>・自動火災設備図面</li> <li>・その他防火設備に係る図面</li> </ul>	写しの交付	法人	消防局 総務課	6月14日	部分公開	自動火災報知設備図 ・平面図	<p>条例第6条第2号該当図面に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第7号該当図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	6月24日
69	5月31日	メール	アーツ前橋作品紛失に関する処分に関する資料	写しの交付	法人	職員課	6月11日	部分公開	職員の行政処分について(同)	<p>条例第6条第2号該当処分に関する起案文書、処分書並びに答申書に記載された処分者の所属及び職氏名並びに紛失した作品の情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第5号該当処分書及び答申書に記載された公開されていない処分理由については、人事に関する情報であって、公開することにより当該事務若しくは将来の同種の事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。</p>	7月2日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開の方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
70	6月14日	郵送	2021年1月1日から4月30日までに付定された住居表示受付簿該当の住居表示台帳	写しの交付	法人	市民課	6月18日	部分公開	・街区符号及び住居番号 付定整理兼報告書 ・街区区分面	条例第6条第2号該当街区符号及び住居番号付定通知整理兼報告書(住居表示受付簿)に記載された個人の氏名及び住所は、特定の個人が識別され、又は識別される情報であるため。	6月25日
71	6月14日	窓口	アーツ前橋作品紛失調査報告書に関する調査資料一式(調査報告除く)	写しの交付	個人	文化国際課	6月15日 取下げ				
72	6月15日	窓口	「都市計画事業特別資金融資制度」廃止要領	写しの交付	法人	市街地整備課	6月17日	公開	前橋市都市計画事業特別融資制度実施要領の廃止について(同)		6月18日
73	6月16日	窓口	二中地区(第三)土地区画整理事業の換地図	写しの交付	法人	市街地整備課	6月17日	公開	換地処分後の土地図		6月28日
74	6月17日	電子申請	告示日：平成31年3月29日 告示番号：225	写しの交付	個人	行政管理課	6月17日	公開	前橋市告示第225号		6月18日
75	6月21日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 受理年月日 平成31年〇月〇日 消防用設備等点検結果報告書一式	写しの交付	法人	消防局 総務課	10月6日 取下げ				

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
76	6月22日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書一式</li> <li>配置平面図(1, 2階)</li> <li>換気設備図(機器表、1, 2階、厨房)</li> <li>非常用照明設備図(1, 2階)</li> </ul> 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	法人	消防局 総務課	6月22日 取下げ				
77	6月20日	郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス(マイバス、ふるさとバス、るんるんバス)の使用車両(常用、予備車)の全車両一覧表(現有車及び過去車の書類の存在するもの)</li> <li>全車両車検証の写し(現有車及び過去車の書類の存在するもの)</li> <li>新製時のボディーメーカー発行製作仕様書全ページの写し(図面類含む。現有車及び過去車の書類の存在するもの)</li> </ul>	写しの交付	個人	交通政 策課	6月29日	部分 公開	車両台帳	行政情報不存在 バス車両はすべて事業者の所有物であり、車検証及び製作仕様書については、市でその書類を保有していないため。	7月12日
78	6月25日	FAX	令和2年4月1日以降本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第1号)のうち、以下の住所を工事の場所とすもの。(対象物件の「工事の種類」は全て「建築物の解体」) 前橋市〇〇町〇〇(ほか)	写しの交付	法人	建築指 導課	7月9日	部分 公開	届出書(様式第1号)	<p>条例第6条第2号該当 様式第1号に記載された氏名、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 様式第1号に押印された個人及び法人の代表者(事業を営む個人)印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	7月21日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
79	6月28日	郵送	<p>公開の請求に係る行政情報の内容</p> <p>以下工事案件のランダム係数計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粕川地区配水管布設工事(施管第1号)</li> <li>・宮城地区配水管布設工事(施管第2号)</li> <li>・下川淵・上川淵地区配水管切廻し工事(施管第1号)</li> <li>・桂萱地区配水管布設替工事(施替第1号)</li> <li>・富士見地区配水管布設替工事(施替第2号)</li> <li>・総社地区配水管閉栓工事(施替第3号)</li> <li>・元総社地区配水管布設替工事(施替第4号)</li> <li>・本庁管内配水管布設替工事(施替第5号)</li> <li>・アーン前橋収蔵庫ほか空気調和設備改修工事</li> <li>・市立前橋高等学校サブアリーナ照明設備更新工事(第一期)</li> <li>・防災・安全交付金(道路)道路改良工事(道建第2号)</li> <li>・小暮地区区画整理事業区画道路整備工事(第1工区)</li> <li>・南橋地区公共下水道工事(私道第1号)</li> <li>・南橋地区公共下水道工事(単管汚水第4号)</li> <li>・桂萱地区公共下水道工事(国管汚水第1号)</li> <li>・岩神小学校南校舎大規模改築建築工事</li> <li>・勝山小学校南校舎大規模改築建築工事</li> <li>・上川淵小学校校舎大規模改築建築工事(第二期)</li> <li>・学校給食宮城共同調理場排水溝金物改修工事</li> <li>・旧第二中学校解体工事</li> </ul>	写しの交付	個人	契約監理課	7月7日	公開	最低制限価格一覧		7月8日
80	6月28日	郵送	<p>以下工事案件の数量・単価・金額が全て入った金入り設計書・金抜き設計書(土留め計算根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南橋地区公共下水道工事(私道第1号)</li> <li>・南橋地区公共下水道工事(単管汚水第4号)</li> <li>・桂萱地区公共下水道工事(国管汚水第1号)</li> <li>・桂萱地区公共下水道工事(単管汚水第4号)</li> <li>・桂萱地区公共下水道工事(国管汚水第1号)</li> </ul>	写しの交付	個人	下水道整備課	7月2日	公開	建込簡易土留工賃料算定表		7月8日
81	6月29日	FAX	<p>〇〇でのノロウイルス発生について</p> <p>(1) ノロウイルス発生の調査項目</p> <p>(2) ノロウイルス発生の原因</p>	写しの交付	個人	衛生検査課	7月13日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒事件調査書</li> <li>・施設調査票</li> <li>・食品衛生監視票</li> <li>・ウイルス検査結果</li> <li>・調理状況調査票</li> </ul>	<p>条例第6条第1号該当 独立行政法人の職員名については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号により公開することができない情報であるため。</p> <p>条例第6条第2号該当 患者個人の氏名、年齢、グループ名等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p>	7月15日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
82	7月1日	メール	令和2年4月に公示された「前橋市教育情報基盤構築業務委託に係る公募型プロポーザル」における <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次審査、二次審査の優先交渉事業者の評価点数</li> <li>・可能であれば、審査基準項目ごとの評価点数</li> </ul>	写しの交付	法人	情報政策課	7月9日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次審査結果表及び評価基準</li> <li>・二次審査結果表及び評価シート</li> </ul>	<p>条例第6条第5号該当  審査項目における配点は、事務事業執行情報であるため。</p> <p>また、項目については、一部仕様書に記載されていない詳細な審査項目が含まれてもおり、配点や審査項目の詳細を公開することで、今後同種に公募を行った際に配点のみに重きを置いた提案が作成され、法人の独自の創意工夫した提案作成が阻害される恐れがあるため。</p>	7月9日
83	7月1日	窓口	下記建物の消防で保管している査察対象物台帳に綴じてある屋内消火栓設備の消防用設備設置届出書他一式 建物：〇〇 住所：前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	法人	消防局総務課	7月7日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統図</li> <li>・配置図</li> </ul>		7月7日
84	7月1日	電子申請	令和3年5月28日発出の前橋市生活保護システム再構築に係る指名型プロポーザルについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案業者の各社提案書【項番1（様式5）～9（連携一覧）】</li> <li>・社会福祉課職員で構成する事務局における提案業者の各社審査点（各提案項目の審査点：技術点並びに価格点）及び審査理由</li> </ul>	写しの交付	法人	社会福祉課	7月8日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査結果</li> <li>・事業者選定評価基準表</li> </ul>	<p>条例第6条第3号該当  各社提案書は、生産技術又は販売営業上の情報であって、公開することにより事業活動が損なわれると認められる情報であるため。</p> <p>また、落選した法人名については、落選することにより事業活動が損なわれると認められる情報であるため。</p> <p>条例第6条第5号該当  事務局における提案業者の各社審査点、将来の同種の事務事業プロポーザルの審査等の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められる情報であるため。</p>	8月5日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
85	7月2日	窓口	〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の地籍図と航空写真の重ね図 縮尺 1/1000	写しの交付	法人	資産税課	7月7日	公開	地籍図と航空写真の重ね図		7月7日
86	7月5日	電子申請	「〇〇」の記録集(未発行)制作にかかる全資料	写しの交付	個人	文化国際課	7月15日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇」展の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の契約締結について(報告)</li> <li>・〇〇の企画展「〇〇」に係る「〇〇」への承認申請について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)覚書の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作(〇〇)覚書の締結について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務一部完了について(報告)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務契約変更に係る協議の実施について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(同)</li> <li>・「〇〇」展に係る作品制作等業務の変更契約の締結について(報告)</li> </ul>	<p>条令第6条第2号該当 起案及び企画書の内容、ドキュメント制作についての協議報告の外部執筆者名、入札書の代理人名、委任状の受任者名、FAX送信連絡担当者名、見積書の担当者名、メールアドレス、メール記載の個人名、協議書中の作家名等は、特定の個人が識別され、又はされ得る情報で公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条令第6条第3号該当 法律相談結果通知書の指導及び助言の要旨並びに処理状況は、弁護士への回答を職員が要点筆記した内容が記載されていることから、事業を営む個人のノウハウの情報に当たり、公開することにより事業活動が損なわれる恐れがあると認められるため。</p> <p>条令第5号該当 起案の一部、法律相談協議書の事件の概要の一部及び相談内容は、前橋市の意思決定を行う参考として相談を行う方針、折衝に際して協議における方針、折衝に際しての協議内容が記載されたものであり、情報公開によって事業の目的のものを毀損する恐れがあるため。</p> <p>条令第7号該当 業務委託契約書、協議書等の文書中の印影については、公開した場台、当該法人又は個人の財産等の保護に支障が生じるため。</p>	7月27日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
87	7月6日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図 (1F、2F)</li> <li>立面図</li> <li>断面図</li> </ul> ○○町○○	写しの交付	法人	消防局 総務課	7月12日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図</li> <li>立面図</li> </ul>	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	7月13日
88	7月8日	郵送	平成30年度特別調整交付金（結核・精神）申請に係るレセプト内容調査集計業務における①仕様書②契約書③提案書④参加者及び応札金額	写しの交付	法人	国民健康保険課	7月16日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務仕様書</li> <li>契約書</li> <li>企画提案書</li> <li>見積合わせ執行調書</li> </ul>	条例第6条第3号該当 提案書については、法人が独自に開発したシステム技術等が含まれ、そのことを公開することによって事業運営上不利を与える恐れがあるため。 条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	7月30日
89	7月8日	メール	前橋市内業者の等級格付け表 主観点、客観点及び等級が明記されたもの	写しの交付	法人	契約監理課	7月15日	公開	市内業者等級格付表		7月16日
90	7月15日	窓口	前橋市○○町○○ 自動火災報知設備平面図	写しの交付	法人	消防局 総務課	7月16日	部分公開	自動火災報知設備図	条例第6条第2号該当 図面に記載された個人の氏名及びサインについては、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	7月19日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
91	7月16日	窓口	前橋市立勝山小学校校舎 屋内消火栓着工届 ①消火栓ポンプ②系統図(アイソメ)③各階平面図④計算書⑤配置図	写しの交付	法人	消防局 総務課	7月21日	部分公開	・消火栓ポンプ仕様書 ・系統図 ・配置図 ・平面図	条例第6条第2号該当 消火栓ポンプ仕様書、配置図及び各階平面図に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	7月26日
92	7月16日	窓口	道路相談票〇〇に添付された現況図	写しの交付	個人	建築指導課	7月30日	公開	現況図		8月3日
93	7月21日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 有限会社〇〇 平成〇年〇月〇日 消防設備等設置届出書(自動火災報知設備)図面	写しの交付	法人	消防局 総務課	7月27日	公開	平面図		8月4日
94	7月27日	窓口	危険物保安監督者選任・解任届出書 R2.〇.〇分 〇〇届出分	写しの交付	法人	消防局 総務課	7月29日	部分公開	・危険物保安監督者選任・解任届出書 ・実務経歴証明書	条例第6条第2号該当 書類に記載された個人の氏名、職名及び生年月日については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 書類に押印された法人の代表者印の押印については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月16日
95	7月29日	窓口	ばい煙発生施設のリスト ・工場又は事業場の名称、所在地、電話番号 ・施設のメーカー、型式、能力、台数、設置年月日	写しの交付	法人	環境森林課	8月5日	公開	ばい煙発生施設一覧		8月24日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
96	7月29日	窓口	〇〇(前橋市〇〇町〇〇) ①平面図(H27.〇.〇) ②平面図(〇〇)	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月4日	部分公開	平面図	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の押印については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月6日
97	7月29日	窓口	新議会棟議場の議員席机の仕様書	写しの交付	法人	建築住宅課	8月3日	公開	新議会棟議員席机仕様書		8月5日
98	8月2日	窓口	下記所在地にある建物図面(建物図面、鉅計図、その他一切の図面)及び消防設備に関する必要な資料等 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月10日	部分公開	・平面図 ・鉅形図	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の押印については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月10日
99	8月2日	窓口	〇〇町〇〇付近の航空写真と地番図との合わせ図	写しの交付	個人	資産税課	8月4日	公開	地籍図と航空写真の重ね図		8月6日
100	8月13日	窓口	令和3年度単価契約 第3種(夏)事務服 男性用上下(長袖、ズボン)	写しの交付	法人	契約監理課	8月17日	公開	入札(見積)状況		8月19日
101	8月17日	窓口	〇〇(前橋市〇〇町〇〇) ・自火報系統図、平面図 ・2階平面図 ・倉庫平面図	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月24日	部分公開	・自動火災報知設備図 ・平面図	条例第6条第7号該当 図面に押印された二級建築士の印の押印については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月27日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開の方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
102	8月17日	窓口	㈱〇〇（前橋市〇〇町〇〇） 平面図	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月20日	部分公開	・平面図 ・系統図	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士及び担当者印の印影について、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月24日
103	8月20日	窓口	令和2年度本庁管内配水管布設替工事（施替特第1号）変更設計書	写しの交付	法人	水道整備課	8月25日	公開	変更設計書		8月30日
104	8月20日	電子申請	株式会社〇〇 〇〇町〇〇 建物図面、自動火災報知図面、誘導灯図面の写し	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月30日	部分公開	・平面図 ・配線図 ・系統図	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士及び担当者印の印影について、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月30日
105	8月24日	窓口	〇〇 防火対象物使用開始届出書	写しの交付	法人	消防局 総務課	8月30日	部分公開	防火対象物使用開始届出書	条例第6条第2号該当 届出書に記載された届出者氏名及び代表者職氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 届出書に押印された届出者の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	8月30日
106	8月26日	郵送	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給量申請に関する前橋市の障害福祉サービス等の支給決定基準及び支給要綱	写しの交付	個人	障害福祉課	9月2日 取下げ				

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
107	8月30日	窓口	前橋市〇〇町〇〇、〇〇の航空写真と現況図との重ね図	写しの交付	法人	資産税課	8月31日	公開	現況図と航空写真の重ね図		9月1日
108	8月30日	窓口	〇〇 防火対象物使用開始届出書	写しの交付	法人	消防局 総務課	9月2日	部分公開	防火対象物使用開始届出書	条例第6条第2号該当届出書に記載された届出者の職名及び氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当届出書に押印された届出者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	9月3日
109	8月31日	FAX	前橋市消防局管轄管内の防火対象物のうち、消防用設備等に係る自家発電設備を設置している対象物の情報として、①対象物名②所在地③電話番号が記載されたリスト	写しの交付	法人	消防局 総務課	9月7日	公開	防火対象物に係る自家発電設備設置施設一覧表		9月13日
110	9月1日	窓口	平成30年〇月〇日届出の〇〇（前橋市〇〇町〇〇）のために作成した防火管理に係る消防計画書一式	写しの交付	法人	消防局 総務課	9月7日	部分公開	消防計画作成（変更）届出書	条例第6条第2号該当届出書に記載された防火管理者の住所及び氏名、消防計画に記載された防火担当責任者の氏名並びに消防計画別表3に記載された通報係の氏名及び電話番号については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当届出書に押印された防火管理者及び管理権原者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	9月8日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方 開法	請求者 区分	所管課	公開 決定日	決定 区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開 実施日
111	9月2日	窓口	〇〇(株)についての水質汚濁防止法に係る届出の一式	写しの 交付	法人	環境森 林課	9月15日	部分 公開	氏名等変更届出書 ・承継届出書 ・遅延理由書 ・特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書	条例第6条第2号該当届出書に記載された個人名については、特定の個人が識別され、又は識別され得たため。 条例第6条第7号該当届出書に押印された届出者の印の印影については、公開することにより人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められるため。	9月15日
112	9月3日	窓口	令和元年度撮影の航空写真 前橋市〇〇町〇〇を中心に、カラーで縮尺1/250, 1/500各1枚	写しの 交付	個人	資産税 課	9月7日	公開	航空写真		9月7日
113	9月3日	窓口	社会福祉法人〇〇(前橋市〇〇町〇〇) 2021年3月決算書類のうち次の書類 ・法人単位事業活動計算書 ・法人単位貸借対照表	写しの 交付	法人	社会福 祉課	9月7日	非公 開		行政情報不存在 公開の請求に係る行政情報については、本市において取得しておらず、存在しないため。	

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
114	9月3日	メール	以下の施設に関わる平成27年以降に騒音規制法の規定に基づき前橋市に提出された一切の情報 〇〇(株) 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	個人	環境森林課	9月30日	部分公開	・ばい煙(騒音・振動)発生施設に関する変更届出書 ・騒音に関する説明書	条例第6条第3号該当 変更届出書及び説明書に記載された法人の電話番号について、公開することにより法人の競争上又は事業運営上の地位に不利を与えることと認められるため。 また、説明書中設備の配置図については、営業上の秘密情報を含んでおり、公開することにより法人の競争上又は事業運営上の地位に不利を与えることと認められるため。 条例第6条第7号該当 変更届出書の法人の代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	10月12日
115	9月3日	メール	以下の施設に関する令和3年〇月〇日〇時から令和3年〇月〇日〇時までの騒音測定結果について、施設事業者と打ち合せした議事録を含む一切の情報 〇〇(株) 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	個人	環境森林課	9月17日	部分公開	・公害苦情に係る騒音測定結果の報告について(報告・伺) ・騒音特定工場に対する注意書の交付について(伺)	条例第6条第5号該当 工場に対する指導文書については、苦情処理に関する指導事項の情報であって、公開することにより今後の事務の目的が損なわれると認められるため。	9月27日
116	9月3日	窓口	平成22年から令和2年までの前橋市消防局の物品購入仕様書(革製作業短靴仕様書)	写しの交付	法人	消防局総務課	9月7日	部分公開	消防用革製作業短靴仕様書	行政情報不存在 平成22年から平成26年までの物品購入仕様書(消防用革製作業短靴仕様書)は、文書の保存年限が経過したことにより、当該文書が存在しないため。	9月8日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	開法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
117	9月5日	電子申請	2020年にアーツ前橋で起きた作品紛失問題についての調査を行った際の一次資料	写しの交付		個人	文化国際課	9月17日	部分公開	アーツ前橋作品紛失調査委員会協議報告書(第1回～第3回) ・調査報告書 ・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果 ・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録 ・副館長(当時)と担当学芸員メール ・調査担当学芸員と著作権者通話録 ・文化国際課長と館長面談録 ・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査 ・事故報告書 ・文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録 ・担当学芸員と遺族とのメール(抜粋) ・副館長と遺族とのメール(抜粋) ・著作権者からのヒアリング回答書 ・現副館長の事案に対する見解ほか	条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に係る外部委員氏名、作家氏名、作品名等については、特定の個人が識別され、又はそれを得る情報で公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、事業を営む法人の競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるため。 条例第6条第4号該当 調査委員会協議録の全て及びアーツ前橋作品紛失時系列表の一部は実施機関内部における調査過程の情報であり公開することにより市民に正確な理解や誤解を与えうる恐れがあるため。 条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談資料の一部の内容は、著作権者より非公開の依頼のあった内容であり、公開によって今後の遺族との交渉の目的を損なう恐れがあるため。 条例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影については、公開した場合、当該個人の財産等の保護に支障が生じるため。 条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼に基づいて任意に提供された情報であって、公開することにより個人との信頼関係が著しく損なわれるため。	9月30日
118	9月7日	電子申請	下記法人の2021年(令和3年)3月期決算書類(貸借対照表及び損益計算書) 一般社団法人〇〇(前橋市〇〇町〇〇)	閲覧		個人	子育て施設課	9月16日	部分公開	条例第6条第7号該当 監査報告に押印された法人の代表者印並びに法人の個人印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	9月22日	

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
119	9月7日	電子申請	「前橋市市民課証明交付窓口等業務委託事業」(委託期間：令和3年12月1日～令和6年11月30日)における選定業者の企画提案書、審査時における選定員の議事録、全応募団体の評価項目別得点表	写しの交付	法人	市民課	9月16日	部分公開	・会議報告 ・審査採点集計表	条例第6条第2号該当受注事業者審査委員会名簿のうち、中小企業診断士の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別できないうお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 条例第6条第3号該当選定業者の企画提案書については、公開することにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えらるる恐れがあるため。 審査時における選定員の議事録及び全応募団体の評価項目別得点表については、公開することにより当該法人等は事業運営上の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるため。	9月28日
120	9月7日	窓口	〇〇町〇〇 〇〇宅の①複数回の「ボヤ」を発生させ近隣住民の身体・生命に危険を脅かす行為をくりかえし、居室、ベランダに大量のゴミを放置し臭気発生させ近隣住民に対する迷惑行為、②駐車場に車検切れの車を放置し車の乗車部をゴミを入れ、ゴミ置き場として使用しての駐車場の目的外使用について、①、②の記録の有る全ての情報及び市の具体的な対応。	写しの交付	個人	建築住宅課	9月10日	非公開	条例第7条の3該当本件情報は、存在するかどうかを答えただけで当該市営住宅居住者が迷惑行為及び駐車場の目的外使用を行ったかどうかという個人情報公開することになるため。		
121	9月8日	窓口	前橋市〇〇町〇〇を中心とした航空写真と地籍図との重ね図(縮尺1/500、カラー)	写しの交付	法人	資産税課	9月9日	公開	地籍図と航空写真の重ね図		9月13日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
122	9月8日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇について、 前橋〇〇分署での ①立入指導内容 ②建物の状況（立入調査結果通知書）	写しの 交付	法人	消防局 総務課	9月10日	公開	立入検査結果通知書		9月13日
123	9月10日	窓口	〇〇町〇〇における水道法第16条、第18条 の給水装置検査結果	写しの 交付	個人	水道整 備課	9月17日	部分 公開	給水装置検査結果	条例第6条第2号該当 給水工事申込者の住所及び氏名 並びに給水装置工事主任技術者の 氏名及び電話番号については、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 給水装置工事明細書に押印され た給水装置工事主任技術者の印影 については、偽造された場合、当 該個人の財産等の保護に支障が生 ずると認められるため。	9月22日
124	9月13日	電子 申請	下記法人の直近2期（期首令和1年度・2年 度）分の貸借対照表及び損益計算書 一般社団法人〇〇	写しの 交付	個人	スポー ツ課	9月21日	公開	・貸借対照表 ・正味財産増減計算書		9月27日
125	9月13日	窓口	令和4年度使用教科書採択に係る 1. 協議会要項 2. 議事録 3. 協議会名簿 4. 協議会規約 5. 事務局組織 6. 協議会指 導助言者 7. 採択関係の日程 8. 小学校教 科書一覧 9. 中学校教科書一覧 10. 特別支 援学級・特別支援学校教科書一覧	写しの 交付	法人	総合教 育プラ ザ	9月21日	公開	・令和3年度群馬県教科用図書採 択中毛第一地区協議会要項 ・令和3年度群馬県教科用図書採 択中毛第一地区協議会（議事録概 要） ・令和3年度群馬県教科用図書採 択中毛第一地区協議会構成及び協 議会会員名簿 ・群馬県教科用図書採択中毛第一 地区協議会規約 ・事務局組織 ・令和3年度群馬県教科用図書採 択中毛第一地区協議会指導助言者 ・令和4年度使用教科用図書の採 択に係る中毛第一地区関係の日程 書一覧 ・令和4年度使用小学校教科用図 書一覧 ・令和4年度使用中学校教科用図 書一覧 ・令和4年度使用小・中学校特別 支援学級教科用図書一覧		9月24日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
126	9月14日	窓口	了一ツ前橋作品紛失調査報告書に関する調査資料一式（報告書含む）	写しの交付	個人	文化国際課	9月17日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーツ前橋作品紛失調査報告書（第1回～第3回）</li> <li>・調査報告書</li> <li>・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果</li> <li>・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員会話録</li> <li>・副館長（当時）と担当学芸員メール</li> <li>・調査担当学芸員と著作権者通話録</li> <li>・文化国際課長と館長面談録</li> <li>・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査</li> <li>・事故報告書</li> <li>・文化スボーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録</li> <li>・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・副館長と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・著作権者からのヒアリング回答書</li> <li>・現副館長の事案に対する見解ほか</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に 係る外部委員氏名、作家氏名、作品名 等については、特定の個人が識別され 又ははされ得る情報で公開することによ り個人の権利利益を害する恐れがある ため。</p> <p>条例第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、 事業を営む法人の競争上の地位その他 正当な利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第4号該当 調査委員会会議録の全て及びアーツ 前橋作品紛失時系列表の一部は実施機 関内部における調査過程の情報であ り、公開することにより市民に不正確 な理解や誤解を与える恐れがあるた め。</p> <p>条例第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談 資料の一部の内容は、著作権者より非 公開の依頼のあった内容であり、公開 によって今後の遺族との交渉の目的そ のものを取損する恐れがあるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影につい ては、公開した場合、当該個人の財産 等の保護に支障が生じるため。</p> <p>条例第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼 に基づいて任意に提供された情報で あって、公開することにより個人との 信頼関係が著しく損なわれるため。</p>	9月27日
127	9月14日	メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間：令和3年4月1日～令和4年4月1日</li> <li>・賠償責任保険（前橋市総合賠償保険）保 険証券、明細書、その他書類、申込書、申 込書明細書、その他契約時の書類、保険対 象施設</li> <li>・令和2年度の事故内容、支払保険金</li> </ul>	写しの交付	法人	資産経営課	9月28日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償責任保険証券</li> <li>・賠償責任保険明細書</li> <li>・賠償責任保険更改申込 書</li> <li>・明細書</li> <li>・受取保険金事故内容及 び金額一覧</li> </ul>	<p>条例第6条第7号該当 保険証券に押印された法人 の社印及び代表者印の印影に ついては、印影を偽造等され た場合、当該法人の財産等を 保護する上で支障が生ずると 認められるため。</p>	9月28日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
128	9月15日	メール	アーツ前橋の作品紛失問題に係る行政が保有している情報全て	写しの交付	法人	文化国際課	9月17日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーツ前橋作品紛失調査委員会協議報告書（第1回～第3回）</li> <li>・調査報告書</li> <li>・前橋市収蔵美術品専門委員会開催結果</li> <li>・【書起こし】副館長及び調査担当学芸員と担当副館長（当時）と担当学芸員メール</li> <li>・調査担当学芸員と著作権者通話録</li> <li>・文化国際課長と館長面談録</li> <li>・作品紛失事故に係る関係者ヒアリング調査</li> <li>・事故報告書</li> <li>・文化スポーツ観光部長、文化国際課長、館長、副館長による作品紛失に係る打ち合せ記録</li> <li>・担当学芸員と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・副館長と遺族とのメール（抜粋）</li> <li>・著作権者からのヒアリング回答書</li> <li>・現副館長の事案に対する見解</li> </ul>	<p>条第6条第2号該当 アーツ前橋作品紛失調査委員会等に 係る外部委員氏名、作家氏名、作品名 等については、特定の個人が識別さ れ、又はされ得る情報で公開すること により個人の権利利益を害する恐れが あるため。</p> <p>条第6条第3号該当 事故報告書中の記載内容の一部は、 事業を営む法人の競争上の地位その他 正当な利益を害する恐れがあるため。</p> <p>条第6条第4号該当 調査委員会協議録の全て及びアーツ 前橋作品紛失時系列表の一部は実施機 関内部における調査過程の情報であ り公開することにより市民に不正確 な理解や誤解を与える恐れがあるた め。</p> <p>条第6条第5号該当 起案、打合せ記録、会議録及び相談 資料の一部の内容は、著作権者より非 公開の依頼のあった内容であり、公 開によって今後の遺族との交渉の目的 を損ねる恐れがあるため。</p> <p>条第6条第7号該当 事故報告書中、承諾書の印影につい ては、公開した場合、当該個人の財産 等の保護に支障が生じるため。</p> <p>条第6条第8号該当 ヒアリング調査は、実施機関の依頼 に基づいて任意に提供された情報で あって、公開することにより個人との 信頼関係が著しく損なわれるため。</p>	9月5日
129	9月15日	窓口	令和4年度使用教科書採択に係る資料 1. 協議会要項 2. 議事録 3. 協議会名簿 4. 協議会規約 5. 事務局組織 6. 協議会指 導助言者 7. 採択関係の日程 8. 小学校教 科書一覧 9. 中学校教科書一覧 10. 特別支 援学級・特別支援学校教科書一覧	写しの交付	法人	総合教育プラザ	9月21日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度群馬県教科用図書採択中毛第一地区協議会要項</li> <li>・令和3年度群馬県教科用図書採択中毛第一地区協議会（議事録概要）</li> <li>・令和3年度群馬県教科用図書採択中毛第一地区協議会構成及び協議会会員名簿</li> <li>・群馬県教科用図書採択中毛第一地区協議会規約</li> <li>・事務局組織</li> </ul>	9月24日	

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
130	9月16日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勝山小学校南校舎大規模改造建築工事</li> <li>・ 勝山小学校南校舎大規模改造電気工事</li> <li>・ 勝山小学校南校舎大規模改造機械設備工事</li> <li>・ 岩神小学校南校舎大規模改造建築工事</li> <li>・ 岩神小学校南校舎大規模改造電気工事</li> <li>・ 岩神小学校南校舎大規模改造機械設備工事</li> </ul> 設計図書	写しの交付	法人	教育施設課	9月27日 取下げ				
131	9月21日	郵送	市立前橋高校で2020年度1年間と2021年度1学期に実施された定期テストの全て 学年：高1、高2、高3 教科：国・教・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	写しの交付	法人	学校教育課	10月1日	公開	定期試験問題		10月12日
132	9月21日	窓口	高崎市との公施設（公共水道）の相互利用に関する協定	写しの交付	個人	水道整備課	9月27日	非公開		行政情報不存在 本事業については、前橋市水道事業給水条例第2条第2項に基づき実施しているため。	
133	9月21日	窓口	高崎市との公施設（公共下水道）の相互利用に関する協定	写しの交付	個人	下水道整備課	9月27日	公開	公の施設（公共下水道）の相互利用に関する協定		10月6日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
134	9月28日	窓口	社会福祉法人〇〇から福祉部介護保険課に本年〇月〇日提出された「事故防止-委員会議録」	写しの交付	個人	介護保険課	10月8日	部分公開	R2年〇月事故防止委員会議録	<p>条例第6条第2号該当 会議録に記載された利用者及び職員の名義については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 会議録に押印された法人の職員の印の印影については、当該印影が偽造等された場合、当該法人の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	10月11日
135	10月8日	窓口	2021年7月～8月に行われた「前橋市放課後児童クラブ運営者の公募について」の選考過程と結果を示した文書	写しの交付	法人	子育て施設課	10月18日	部分公開	放課後児童クラブ運営者の公募審査の集計表（二次審査）	<p>条例第6条第3号該当 選定団体以外の応募団体の名称については、各審査項目に対する採点評価が公開されることで競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信頼が損なわれるため。</p> <p>条例第6条第4号該当 審査員名については、公設児童クラブの運営者の公募審査過程における情報であつて、公開することにより、次年度以降の同種の事業における公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるため。</p> <p>条例第6条第5号該当 審査委員名については、公設児童クラブの運営者の公募審査過程における情報であつて、公開することにより、次年度以降の同種の事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。</p>	10月26日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
136	10月8日	電子申請	指定可燃物貯蔵届出書 提出日：平成24年12月26日 所在：前橋市六供町1331番 名称：前橋水質浄化センター汚泥単価設備	写しの交付	法人	消防局 総務課	10月11日	公開	指定可燃物貯蔵届出書		10月14日
137	10月14日	窓口	〇〇〇〇店 前橋市〇〇町〇〇 消防用設備等設置届出書（放送設備）	写しの交付	法人	消防局 総務課	10月18日	部分公開	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	条例第6条第2号該当 消防用設備等設置届出書に記載された電気工事士の住所及び氏名、非常警報設備試験結果報告書及び氏名並びに配線の試験結果報告書に記載された試験実施者の住所及び氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 消防用設備等設置届出書に押印された法人の代表者印及び非常警報設備試験結果報告書に押印された試験実施者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	10月21日
138	10月16日	電子申請	前橋市が2021年10月15日に内閣府に提出したスーパースペースイニシアチブ提案資料の全て（参考資料を含む）	写しの交付	個人	未来政策課	10月27日	部分公開	前橋市スーパースペースイニシアチブ提案書概要版	条例第6条第4号該当 請求に係る行政情報は、国との間で行われる意思決定過程における情報であり、既に公開している一部を除き、その他の情報を公開することにより、市民に不正な理解や誤解を与えるおそれ、一部の者に不当な利益を与えるおそれ等、公正又は適正な意思決定に支障が生ずると認められるため。 条例第6条第5号該当 請求に係る行政情報は、市が国に提案する事業に関する情報であつて、既に公開している一部を除き、その他の情報を公開することにより、当該事業の目的を達成するうえで支障が生じる可能性があるため。	未実施

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
139	10月15日	FAX	①清掃業務②警備業務③受付業務④総合管理業務（清掃・警備等、1つの建物を1社が全て管理している業務） 本年度契約の年額200万（税抜）以上の上記4業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	行政管理課	12月8日	部分公開	・ 契約書 ・ 入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月10日
140	10月15日	FAX	①清掃業務②警備業務③受付業務④総合管理業務（清掃・警備等、1つの建物を1社が全て管理している業務） 本年度契約の年額200万（税抜）以上の上記4業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	教育委員会総務課	12月6日	部分公開	・ 契約書 ・ 入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月10日
141	10月15日	FAX	①清掃業務②警備業務③受付業務④総合管理業務（清掃・警備等、1つの建物を1社が全て管理している業務） 本年度契約の年額200万（税抜）以上の上記4業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	経営企画課	11月29日	部分公開	・ 契約書 ・ 入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月3日
142	10月15日	FAX	①清掃業務②警備業務③受付業務④総合管理業務（清掃・警備等、1つの建物を1社が全て管理している業務） 本年度契約の年額200万（税抜）以上の上記4業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	消防局総務課	11月2日	非公開		行政情報不存在 令和3年度に年額200万円（税抜）以上の清掃業務、警備業務、受付業務又はは総合管理業務の入札を行っていないため。	

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
143	10月19日	窓口	小規模多機能型居宅介護施設「〇〇」（前橋市〇〇町〇〇）の平面図、旧平面図、立面図、面積表、自動火災報知設備設備図、スプリンクラー設置届出書一式、スプリンクラー着工届出書一式	写しの交付	法人	消防局 総務課	10月25日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>・立面図</li> <li>・面積図</li> <li>・自動火災報知設備設備図</li> <li>・消防用設備等設置届出書</li> <li>・スプリンクラー設置設備試験結果報告書</li> <li>・配線の試験結果報告書</li> <li>・工事整備対象設備等着工届出書</li> <li>・工事対象設備等着工届出審査結果報告書</li> </ul>	<p>条令第6条第2号該当 スプリンクラー設置届出書、報告書、配線の試験結果報告書、工事整備対象設備等着工届出書及び各図面に記載された個人の住所及び氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条令第6条第7号該当 消防用設備等設置届出書に押印された法人の代表者印並びにスプリンクラーの代表者印並結果報告書、配線の試験結果報告書、工事整備対象設備等着工届出書及び各図面に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	10月28日
144	10月15日	FAX	本年度契約の年額100万（税抜）以上の設備業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	行政管 理課	12月8日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> <li>・入札執行調書</li> </ul>	<p>条令第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。</p>	12月10日
145	10月15日	FAX	本年度契約の年額100万（税抜）以上の設備業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	教育委 員会総 務課	12月6日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> <li>・入札執行調書</li> </ul>	<p>条令第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。</p>	12月10日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
146	10月15日	FAX	本年度契約の年額100万(税抜)以上の設備業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	経営企画課	11月29日	部分公開	・契約書 ・入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月3日
147	10月15日	FAX	本年度契約の年額100万(税抜)以上の設備業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	消防局総務課	11月2日	部分公開	・契約書 ・入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人及び法人の代表者(事業を営む個人)の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月11日
148	10月15日	FAX	本年度契約の年額50万(税抜)以上の環境衛生管理業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	行政管理課	12月8日	部分公開	・契約書 ・入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月10日
149	10月15日	FAX	本年度契約の年額50万(税抜)以上の環境衛生管理業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	教育委員会総務課	12月6日	部分公開	・契約書 ・入札執行調書	条例第6条第7号該当 契約書に押印された法人の代表者印の印影については、その者の財産を保護する支障が生ずると認められるため。	12月10日
150	10月15日	FAX	本年度契約の年額50万(税抜)以上の環境衛生管理業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	経営企画課	11月29日	非公開		行政情報不存在 行政情報が存在しないため。	

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
151	10月15日	FAX	本年度契約の年額50万(税抜)以上の環境衛生管理業務の入札結果 ※落札業者・落札額・参加業者 ※単年契約・長期契約共に	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月2日	非公開		行政情報不存在 令和3年度に年額50万円(税抜)以上の環境衛生管理業務の入札を行っていないため。	
152	10月21日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 事前協議申請書類一式 道路位置指定申請書類 申請者: 株〇〇	写しの交付	個人	建築指導課	11月4日	部分公開	宅地開発事前協議に関する覚書きの締結について(同)	条例第6条第2号該当 FAX送信票の送付先氏名、公図写真等の土地所有者の氏名等及び印鑑登録証明書の全てについては、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 宅地開発等事業計画事前協議書、委任状、申請理由書等に押印された申請者等の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月5日
153	10月26日	電子申請	前橋消防本部で平成30年度から令和2年度に買い入れをした火災等訓練用の発煙筒に係る物品買入契約書及び発注内容が分かるもの	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月2日	部分公開	納品書	条例第6条第7号該当 納品書に押印された法人及び代表者印の印影については、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月8日
154	10月27日	窓口	前橋市総合運動公園コミュニティプール (前橋市荒口町437-2) 防火対象物使用開始届に添付されている屋内消火栓配管図	写しの交付	法人	消防局 総務課	10月29日	部分公開	屋内消火栓配管図	条例第6条第7号該当 図面に押印された個人の印の印影については、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月1日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
155	10月27日	窓口	〇〇(前橋市〇〇町〇〇)1階・2階の平面図	写しの交付	法人	消防局総務課	10月28日	部分公開	平面図	条例第6条第7号該当図面に押印された一級建築士及び個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上支障が生ずると認められるため。	11月1日
156	10月27日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇2階平面図	写しの交付	法人	消防局総務課	10月28日	公開	平面図		11月5日
157	10月28日	メール	前橋市内で施行された都市再開発法による市街地再開発事業で、2021年3月31日までに権利変換がなされた事業のうち、2019年4月1日以降に工事が完了した事業及び現在も施行中の事業の、事業名称(地区名)・施工者区分・権利変換日がわかる資料	写しの交付	法人	市街地整備課	11月2日	部分公開	権利変換の処分の通知について	条例第6条第7号該当通知書に押印された法人の印の印影については、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められるため。	11月11日
158	10月28日	窓口	令和3年〇月〇日有料老人ホーム内で発生した事故報告書	写しの交付	個人	介護保険課	11月5日	部分公開	社会福祉施設等事故報告書	条例第6条第2号該当当該文書に記載された事故対象者の氏名、被保険者番号、生年月日、年齢、性別、住所、介護度、家族の続柄、心身の状況及び治療の状況(病院名を含む)等の情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	11月9日
159	10月28日	窓口	前橋市内の営業用給油所のうち休止中の給油取扱所一覧 ①設置施設名 ②設置場所 ③設置者名称 ④設置者氏名	写しの交付	法人	消防局総務課	11月2日	公開	休止届出書提出施設一覧		11月2日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
160	11月1日	窓口	圧縮アセチレンガス等の工事開始届出書 〇〇(株) 前橋市〇〇町〇〇	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月4日	部分公開	・液化石油ガス設備工事届書 ・液化石油ガス設備工事概要書	条例第6条第2号該当 液化石油ガス設備工事概要書に記載された工事従事者の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 液化石油ガス設備工事届書に押印された届出者の印及び特定設備検査合格証の発行者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月5日
161	11月2日	窓口	①前橋市と〇〇との令和3年〇月〇日に締結した土地賃貸借契約書 ②前橋市と〇〇との令和3年〇月〇日に締結した覚書 ③当該普通財産に変更した土地の図面	写しの交付	個人	公園管理事務所	11月9日	部分公開	・土地賃貸借契約書 ・前橋公園用地使用に関する覚書	条例第6条第7号該当 土地賃貸借契約書及び覚書に押印された〇〇の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月10日
162	11月4日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 H29.〇.〇提出のアセチレンガス300kg以上の届出書類一式	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月4日	部分公開	・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書 (廃止)届出書	条例第6条第2号該当 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書に記載された届出者の職及び氏名、液化石油ガス設備工事届(統紙)に記載された工事従事者の氏名並びに外構計画図に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書に押印された届出者の印及び特定設備検査合格証の発行者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月5日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
163	11月4日	窓口	名称：〇〇 住所：前橋市〇〇町〇〇 内容：屋外消火栓設備図（平面図、ア イソメ図）及び関係書類（配置図、消防用 設備等設置届出書）	写しの 交付	法人	消防局 総務課	11月8日	部分 公開	消防用設備等設置届出 書 ・屋外消火栓設備試験結 果報告書 ・配置図 ・平面図	条例第6条第2号該当 消防用設備等設置届出書に 記載された並びに消防用設備等 設置届出書に記載された試験 実施者の住所及び氏名につい ては、特定の個人が識別され 、又は識別され得る情報で あるため。 条例第6条第7号該当 消防用設備等設置届出書に 押印された法人の代表者印、 屋外消火栓設備試験結果報告 書に押印された試験実施者の 印及び配置図に押印された一 般建築士の印の印影について は、印影が偽造等された場 合、その者の財産を保護する 上で支障が生ずると認められ るため。	11月11日
164	11月5日	窓口	下記の住民基本台帳データ 2000年4月1日 町別人口	写しの 交付	個人	市民課	11月18日	公開	住民基本台帳記録人口表		11月19日
165	11月8日	郵送	下水道法に基づく特定施設として届出がさ れている全ての事業場について、以下が把 握できる一覧の資料。 ・事業場名、所在地 ・業種や産業分類等の事業の概要がわかる もの ・特定施設の番号 ・取り扱っている又は排出される水中の有 害物質の名称	写しの 交付	法人	下水道 施設課	11月17日	公開	下水道法に基づく特定施 設一覧表		12月6日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
166	11月8日	郵送	<p>水質汚濁防止、群馬県の生活環境を保全する条例に基づく特定事業場又は特定施設として公共用水域への排水の届出がされているすべての事業場について、以下が把握できる資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名、所在地</li> <li>・業種や産業分類等の当該施設の事業の概要がわかるもの</li> <li>・水質汚濁防止法、群馬県の生活環境を保全する条例の別</li> <li>・主たる特定施設の番号</li> <li>・有害物質使用特定施設であるか</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設であるか</li> <li>・届出又は認可年月日</li> <li>・廃止のものは年月日（不明のものは廃止情報だけでも可）</li> <li>・取り扱っている又は公共用水域への排水する有害物質の名称</li> </ul>	写しの交付	法人	環境森林課	11月22日	部分公開	水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧	<p>行政情報不存在  廃止特定事業場の廃止年月日については、情報を保有していないため。</p>	12月6日
167	11月9日	メール	<p>令和2年4月1日以降本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第1号）のうち、以下の住所を工事の場所とするもの。（対象物件の「工事の種類」は全て「建築物の解体」）  前橋市〇〇町〇〇 ほか</p>	写しの交付	法人	建築指導課	11月15日	部分公開	届出書（様式第1号）	<p>条例第6条第2号該当  様式第1号に記載された氏名、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。  条例第6条第7号該当  様式第1号に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で、支障が生ずると認められるため。</p>	11月24日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
168	11月12日	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇自治会の令和元年度と令和2年度の自治会一括交付金の使途がわかるもの全て</li> <li>・令和3年度と同交付金5月の使途申請と10月の変更内容がわかるもの全て</li> </ul>	写しの交付	個人	生活課	11月25日	部分公開	実績報告書	<p>条例第6条第2号該当 交付申請書及び実績報告書に記載されている自治会長の住所及び電話番号等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 1 実績報告書に押印されている自治会長及び個人印の印影については、偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p> <p>2 実績報告書の添付資料に記載された取扱金融機関、預貯金名については、公開することにより自治会の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	11月30日
169	11月12日	窓口	<p>前橋市内の防火対象物の最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち、非常電源（自家発電設備）の総合点検の点検票 ※蓄電池点検票を除く。 (R2.11.11～R3.11.11)</p>	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月24日	部分公開	非常電源（自家発電設備）点検票（その1）（その3）	<p>条例第6条第2号該当 非常電源（自家発電設備）点検票（その1）及び（その3）に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。</p> <p>条例第6条第7号該当 非常電源（自家発電設備）点検票（その1）に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	12月2日
170	11月12日	郵送	2021年5月1日から8月31日までに付定された住居表示受付簿該当の住居表示台帳	写しの交付	法人	市民課	11月25日	公開	街区図面		12月3日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開の方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
171	11月16日	窓口	前橋市が令和2年度中に契約した保険契約で、その保険料が50万円以上の保険の契約の補償内容と保険料のわかるもの（保険証券等） 共済は除く。	写しの交付	法人	資産経営課	11月26日	部分公開	賠償責任保険証券 ・賠償責任保険明細書	条例第6条第7号該当 保険証券に押印された法人の社印及び代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、当該法人の財産等を保護する上で、支障が生ずると認められるため。	12月1日
172	11月16日	窓口	前橋市教育委員会が令和2年度中に契約した保険契約で、その保険料が50万円以上の保険の契約の補償内容と保険料のわかるもの（保険証券等） 共済は除く。	写しの交付	法人	教育施設課	11月18日	公開	賠償責任保険証券 ・賠償責任保険明細書		12月1日
173	11月17日	窓口	名称：〇〇 住所：前橋市〇〇町〇〇 内容：自動火災報知設備図（平面図、系統図）	写しの交付	法人	消防局 総務課	11月24日	公開	自動火災報知設備図 ・系統図		11月29日
174	11月26日	窓口	設計図面（前橋市役所）	閲覧	個人	資産経営課	12月8日	部分公開	市庁舎建築設計図面	条例第6条第2号該当 建築図面に押印された業者の社員の印影によって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 建築図面に押印された業者の社員の印影について、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	12月8日



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
175	11月29日	窓口	前橋市〇〇町〇〇ほか16筆に関わる開発申請図面一式	写しの交付	法人	建築指導課	12月2日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画平面図</li> <li>・造成計画平面図</li> <li>・造成断面図</li> <li>・緑地計画図・求積図</li> <li>・雨水排水計画平面図</li> <li>・給排水計画平面図</li> <li>・集水区域図</li> <li>・排水施設構造図</li> <li>・構造図</li> <li>・統断面図</li> </ul>	<p>条例第6条第7号該当 各種添付図面作成者の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	12月13日
176	11月29日	窓口	前橋市〇〇町〇〇ほか16筆に関わる道水路承認工事図面一式	写しの交付	法人	道路管理課	11月29日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・土地利用計画平面図</li> <li>・雨水排水計画平面図</li> <li>・統断面図</li> <li>・構造図</li> <li>・現況実測平面図</li> </ul>	<p>条例第6条第7号該当 各種添付図面作成者の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	12月13日
177	12月2日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 自動火災報知設備図面（系統図、設備図）	写しの交付	個人	消防局 総務課	12月6日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備図</li> <li>・系統図</li> </ul>		12月21日
178	12月6日	メール	2019年4月1日～2021年3月31日に権利変換がなされた前橋市内の市街地再開発事業に係る施行地区位置図、施行地区区域図（権利変換前の施行地区の地番が表示された図面）、権利変換後の施行地区の地番が確認できる資料	写しの交付	法人	市街地整備課	12月13日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図</li> <li>・事業区域図</li> <li>・施行後権利者一覧</li> </ul>		12月23日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
179	12月10日	窓口	前橋市新庁舎建設設計基本設計概要書	閲覧	個人	資産経営課	12月15日	公開	前橋市新庁舎建築設計基本設計基本設計概要書		12月17日
180	12月13日	窓口	旧中央小学校の建物図面各校舎、体育館の平面図、立面図、断面図(平成12年、平成25年)	写しの交付	個人	教育施設課	12月16日	公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図</li> <li>立面図</li> <li>断面詳細図</li> <li>軸組図</li> <li>建具表</li> <li>補強位置図</li> <li>展開図</li> </ul>		12月16日
181	12月17日	窓口	前橋市〇〇町〇〇先道路公共物改良工事(側溝布設)に関する申請書類一式	写しの交付	法人	道路管理課	12月23日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>地図</li> <li>現況図</li> <li>土地利用計画図</li> <li>断面図</li> <li>地図証明書</li> </ul>	条例第6条第7号該当各種添付図面作成者の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	12月27日
182	12月20日	FAX	前橋市から株式会社〇〇に対し、下記不動産につき、下記期間になされた行政指導に関する全て(指導内容、指導内容に関する書面及び当該書面を株式会社〇〇に交付した年月日も含む。)及び行政指導に対し、株式会社〇〇が提出した報告書等資料全て 不動産： (建物名称) 〇〇 (所在地) 前橋市〇〇町〇〇 (建物用途) 〇〇 期間：平成31年〇月～令和2年〇月〇日	写しの交付	法人	建築指導課	12月23日	部分公開	建築物の適正管理について(依頼)	条例第6条第3号該当建築物の適正管理について(依頼)に記載された法人の名称については、公開することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるため。行政情報不存在報告書等資料については、受理している資料がないため。	1月7日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開の方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
183	12月21日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 建物図面：平面図（1F、2F平成28年） 平面図（1F、2F建築時） 立面図（建築時） 立入検査報告書（平成28年）	写しの 交付	法人	消防局 総務課	12月23日	部分 公開	防火対象物立入検査結果報告書 ・防火対象物立入検査結果報告書に記載された立会者の職名及び氏名については、特定された個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図	条例第6条第2号該当 防火対象物立入検査結果報告書に記載された立会者の職名及び氏名については、特定された個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	12月27日
184	12月21日	メール	旧中央小学校に関する図面 校舎及び体育館の各階平面図、立面図、断面図、矩計図、配置図、基礎伏せ図、躯体図	写しの 交付	個人	教育委員会 総務課	12月24日	部分 公開	案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面詳細図 ・展覧表 ・建具表 ・構造特記仕様書 ・軸組図 ・補強位置伏図	条例第6条第7号該当 図面に押印された法人の社印及び代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	12月28日
185	12月24日	窓口	名称：前橋市立桃川小学校 住所：前橋市荒牧町1-46-11 内容：屋内消火栓設備設置図 （平面図、系統図、アイソメ図）	写しの 交付	法人	消防局 総務課	12月28日	部分 公開	防火対象物製造所の概要表 ・系統図 ・平面図 ・曲線図 ・消火設備等工届出書 ・案内図 ・配置図 ・立面図	条例第6条第2号該当 消火設備等工届出書に記載された消防設備士の住所及び氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 消火設備等設置届出書に押印された法人印及び法人の代表者印については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	1月5日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
186	12月24日	メール	〇〇(代表者：〇〇、前橋市〇〇町〇〇)が運営する指定障害児通所支援事業所に対する指導監査に関する一切の文書	写しの交付	個人	指導監査課	1月27日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査等調査書</li> <li>・ 監査の結果及び障害児通所給付費の返還について(通知)</li> <li>・ 監査結果に対する改善結果報告書</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当          監査調査のうち職員及び利用者に係る部分並びに通知書及び報告書に記載された利用者に係る部分については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。          条例第6条第3号該当          通知書及び報告書に記載の法人名等は、公開することにより当該法人に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるため。          条例第6条第5号該当          監査調査のうち、監査の中で待られた証言については、公開することにより今後の監査における証言聴取など、将来の監査の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。</p>	1月28日
187	12月24日	メール	障害福祉サービス事業所〇〇(〇〇前橋市〇〇町〇〇、株式会社〇〇)の事業所指定に関する一切の文書	写しの交付	個人	障害福祉課	1月27日	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前橋市達(障)第337号</li> <li>・ 事業所指定申請書類</li> <li>・ 前橋市告示第202号</li> <li>・ 指定障害児通所支援事業者の指定について(通知)</li> </ul>	<p>条例第6条第2号該当          市達のうち、個人の氏名及び申請書のうち、代表者の生年月日、従業者の氏名、公証人の番号及び氏名等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。          条例第6条第7号該当          申請書のうち、法人の代表者印の印影、公証人の印影及び司法書士の印影並びに賠償責任保険証書については、財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。</p>	1月28日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
188	1月4日	窓口	開発許可工事完了公告（令和3年9月1日から現在まで）	写しの交付	個人	建築指導課	1月6日	公開	都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為に関する工事完了公告		1月14日
189	1月14日	窓口	〇〇(株)（前橋市〇〇町〇〇）施設案内図、消防設備、自火報系統図、平面図、パッケージ型消火設備、平面図	写しの交付	法人	消防局総務課	1月19日	部分公開	・案内図 ・配置図 ・平面図 ・系統図	条例第6条第7号該当図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	1月24日
190	1月14日	郵送	2021年9月1日から2021年12月31日までに付定された住居表示受付簿該当の住居表示台帳	写しの交付	法人	市民課	1月24日	公開	街区図面		2月3日
191	1月26日	メール	以下の施設に関わる平成27年以降に騒音規制法の規定に基づき前橋市に提出された一切の情報及び施設について前橋市が測定した騒音関係の一切の情報 〇〇(株)（前橋市〇〇町〇〇）	写しの交付	個人	環境森林課	2月22日	部分公開	・騒音防止の方法変更届出書 ・特定施設設置届出書 ・騒音振動立入調査報告書	条例第6条第2号該当各行政情報に記載された個人名については、特定の個人が識別され、又は識別されるため。 条例第6条第3号該当各届出書に添付された図面については、営業上の秘密情報を含んでおり、公開することにより法人の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えることと認められるため。 条例第6条第7号該当各届出書に押印された届出者の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月24日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
192	1月28日	窓口	前橋市〇〇町〇〇各階平面図及び自動火災報知設備配線図	写しの交付	法人	消防局 総務課	1月27日	部分公開	・平面図 ・火災報知配管配線図	条例第6条第2号該当図面に記載された個人の氏名立会者の職名及び氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	1月31日
193	1月28日	窓口	〇月〇日頃に市に依頼 〇〇町の水路コイを片付けた事が分かる文書全て	写しの交付	個人	ごみ減 量課	2月3日	部分公開	・小動物収集報告書 ・小動物死体収集運搬業務	条例第6条第7号該当報告書に押印された法人の印の印影については、印影が偽造等された場合、当該法人の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月8日
194	1月31日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 ・平面図1階・2階 ・断面図	写しの交付	法人	消防局 総務課	2月1日	部分公開	・平面図 ・断面図	条例第6条第7号該当図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産等を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月3日
195	1月29日	郵送	乗合バス自主路線運航継続支援金申請の際取得している乗合バス車検証の写し（表面のみ）	写しの交付	個人	交通政 策課	2月9日	非公開		行政情報不存在 請求された情報を行政情報として取り扱っていないため。	
196	2月3日	メール	前橋市〇〇町〇〇に所在していた障害福祉サービス事業所「〇〇」の事業休止届	写しの交付	個人	障害福 祉課	2月14日	部分公開	休止届出書	条例第6条第2号該当届出書別紙に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	2月25日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
197	2月3日	窓口	許可日H28年〇月〇日の道路占用許可情報 ・物件番号〇〇 ・物件番号〇〇	写しの交付	法人	道路管理課	2月7日	部分公開	道路占用許可申請書	条例第6条第7号該当申請者の印影について、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月9日
198	2月7日	メール	令和4年度「広報まえばし」業務委託事業者選定に係る審査結果 参加企業名とその結果	写しの交付	法人	秘書広報課	2月16日	部分公開	令和4年度「広報まえばし」作成業務委託事業者審査評価基準及び配点票 (審査結果)	条例第6条第5号該当審査項目における配点は条例第6条第5号の事務事業執行情報であり、詳細を公開すること、今後同種の公募を行った際に配点のみに重きを置いた提案が作成され、法人の独自の創意工夫した提案作成が阻害される恐れがあるため。	2月18日
199	2月21日	窓口	3年前に、前橋市役所の〇〇課に所属する〇〇(当時〇歳)が逮捕された件に関する次の情報 ①〇〇〇に対して、退職金をいくらか支払ったかが分かる一切の文書(部分開示でも可) ②〇〇〇に対して、退職金を支払っていない事が分かる一切の文書(公文書不存等含む) ③〇〇〇が、市〇〇課の職員(〇〇)であったことが分かる一切の文書	写しの交付	個人	職員課	3月2日	部分公開	・職員の行政処分について(同) ・懲戒処分書 ・処分説明書 ・職員の行政処分について(答申) ・平成30年度前橋市職員録(抜粋)	条例第6条第2号該当処分に關する起案文書に記載された管理監督者の氏名について、個人に關する情報であつて、特定の個人が識別される情報であり、公務員等の遂行に係る情報ではないため。 条例第6条第5号該当処分説明書及び答申書に記載された処分理由について、人事に關する情報であつて、公開することにより当該事務若しくは将来の同種の事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。	3月3日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
200	2月22日	電子申請	大規模盛土造成地変動予測調査の第一次スクリーニングの業務委託調査報告書において、大規模盛土造成地の抽出とマップ作成の方法が示されている箇所	写しの交付	法人	建築指導課	3月4日	公開	前橋市大規模盛土造成地変動予測調査業務委託仕様書業務概要		3月10日
201	2月28日	電子申請	金額入り設計書 令和3年7月12日開札 「道路メンテナンス（橋梁）橋梁長寿命化対策設計業務（第1号）」 「道路メンテナンス（橋梁）橋梁長寿命化対策設計業務（第4号）」 「防災・安全交付金（道路）橋梁長寿命化対策設計業務（第5号）」	写しの交付	法人	道路管理課	3月7日	公開	金額入り設計書		3月17日
202	2月28日	電子申請	金額入り設計書 令和3年9月13日開札 「公園施設長寿命化計画更新業務」	写しの交付	法人	公園管理事務所	3月3日	公開	金額入り設計書		3月17日
203	3月2日	郵送	以下工事案件の数量・単価・金額が全て入った金額入り設計書・金抜き設計書（上留め計算根拠） ・元総社地区 配水管布設工事（施都第15号） ・永明地区 配水管布設工事（施都第17号）	写しの交付	個人	水道整備課	3月9日	公開	建込簡易土留工賃料算定表		3月16日
204	3月3日	窓口	特別支援学校スクールバス運行業務の契約単価 過去2年分	写しの交付	法人	学校教育課	3月4日 取下げ				



No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公方	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
205	3月4日	電子申請	(前橋市鳥羽町) 群馬県工業試験場跡地 地歴調査報告書	写しの 交付	法人	環境森 林課	3月9日	非公 開		行政情報不存在 公開の請求に係る行政情報 については、本市において取 得及び保有していないため。	
206	3月8日	郵送	貴市が把握している、市内に存する耕作放棄 地のうち、いわゆる赤地(森林化・原野 化している等、農地に還元して利用するため とが不可能な土地(農地に還元するための 物理的な条件整備が著しく困難な場合 等))の地番・地図・図面等具体的な所在 地が判明する資料	写しの 交付	法人	農業委 員会	3月22日	部分 公開	条例第6条第2号該当 令和2年荒廃農地の発生・解 消状況に関する調査表(様式 1)に記載された所在(本番・ 枝番・孫番)については、他 の情報と照合することにより 特定の個人が識別され、又は 識別され得る情報であるた め。	4月4日	
207	3月9日	窓口	〇〇さんのセクハラ問題が発覚した件に関 する次の情報 ①〇〇さんに前橋市は退職金をいくらか支 払ったのか分かる一切の文書 ②〇〇さんに前橋市は退職金を支払ってい る場合、セクハラ行為に係る減額部分を含 めた退職手当の開示(諮問結果等含む。) ③〇〇さんに前橋市は退職金を支払ってい ないことが分かる一切の文書 ④〇〇さんが、〇〇の職員であったことが 分かる一切の文書(退職時の役職等含む)	写しの 交付	個人	職員課	3月23日	非公 開		条例第7条の3該当 公開の請求に係る行政情報 が存在しているか否かを答え るだけで、特定の個人が識別 され、又は識別され得るもの 又は特定の個人が識別できな いが、公開することによりな お個人の権利利益を害するお それがある個人情報(非公開 情報)を公開することとなる ため。	
208	3月11日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 平面図	写しの 交付	個人	消防局 総務課	3月17日	公開	平面図		3月22日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
209	3月14日	メール	令和3年4月1日以降本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第1号）のうち、以下の住所を工事の場所とするもの。（対象物件の「工事の種類」は全て「建築物の解体」） 前橋市〇〇町〇〇 ほか	写しの交付	法人	建築指導課	3月17日	部分公開	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書	条例第6条第2号該当 様式第一号に記載された氏名、住所、個人印の押印及び電話番号については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第6条第7号該当 様式第一号に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で、支障が生ずると認められるため。 行政情報不存 対象住所一覧のうち、公開する物件以外の物件に係る資料は存在しない。	3月31日
210	3月15日	窓口	令和3年度 敷島小学校ほか2校空調設備 清掃定期点検業務の入札結果 令和3年度 永明小学校ほか2校空調設備 洗浄定期点検業務の入札結果	写しの交付	法人	教育施設課	3月28日	公開	入札執行調書		3月29日
211	3月15日	窓口	〇〇 誘導灯図面、自火報図面	写しの交付	法人	消防局 総務課	3月17日	部分公開	・非常灯誘導灯設備図 ・自動火災報知設備図	条例第6条第7号該当 図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	3月17日
212	3月16日	FAX	令和3年度敷島浄水場多行松植栽管理業務 （委託第44号）の金額入り設計書	写しの交付	法人	浄水課	3月23日	公開	金額入り設計書		3月29日

No.	請求日	請求方法	公開の請求に係る行政情報の内容	公開方法	請求者区分	所管課	公開決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
213	3月24日	メール	令和4年3月23日現在 動物取扱業の許可を受けている事業所一覧 (業種、営業所名称、所在地、申請者名、 営業許可の種類、許可取得年月日、電話番号)	写しの 交付	法人	衛生検査課	4月6日	公開	動物取扱業許可事業所一 覧		未実施
214	3月28日	電子 申請	火葬に伴う、残骨灰及び金属等（令和4年3 月16日提出期限）の入札に係る落札業者を 含む全入札参加業者名（辞退業者名も含 む）及び入札金額	写しの 交付	法人	市民課	4月5日	公開	入札執行調書		未実施

表10 個別の処理状況（公開の申出）

No.	請求日	請求方法	公開の申出に係る行政情報の内容	公開方法	申出者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
1	9月14日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇図面（昭和46年頃のもの）	写しの交付	法人	消防局総務課	9月15日	公開	平面図		9月15日
2	11月5日	窓口	下記の住民基本台帳データ ・1970年4月1日 町別人口 ・1980年4月1日 町別人口 ・1990年4月1日 町別人口	写しの交付	個人	市民課	11月18日	公開	住民基本台帳記録人口表		11月19日
3	11月10日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇に関する消防署保管図面（平面図3枚、立面図4枚、矩計図1枚、仕上表1枚、面積図1枚、用変2F平面図1枚、用変2F仕上表1枚、用変2F面積図1枚）	写しの交付	法人	消防局総務課	11月16日	部分公開	・平面図 ・立面図 ・矩計図 ・建具表 ・仕上表 ・面積表	各図面に押印された一級建築士及び個人の印の印影については、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月19日
4	12月27日	窓口	〇〇 前橋市〇〇町〇〇 〇〇 前橋市〇〇町〇〇 〇〇 前橋市〇〇町〇〇 〇〇 前橋市〇〇町〇〇 平面図、立面図、断面図、建図、防災設備図	写しの交付	法人	消防局総務課	1月5日	部分公開	・平面図 ・立面図 ・断面図	各図面に押印された一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	1月5日
5	2月4日	電子申請	〇〇株式会社〇〇給油所（所在地：〇〇町〇〇） 設置当初の昭和58年〇月〇日完成の際の地下貯蔵タンクの 1 地下タンク構造設備明細書 2 地下タンク缶体図 3 地下タンク埋設図 4 給油所平面図（埋設配管経路があるもの） 地下タンク増設時の平成2年〇月〇日完成の際の地下貯蔵タンク（1基）の 5 地下タンク構造設備明細書 6 地下タンク缶体図 7 地下タンク埋設図 8 直近の給油取扱所構造設備明細書1～8の書類	写しの交付	法人	消防局総務課	2月16日	公開	・地下タンク貯蔵所構造設備明細書 ・缶体図 ・埋設図 ・油種変更図 ・タンク製作・埋設図 ・給油取扱所構造設備明細書		2月25日

No.	請求日	請求方法	公開の申出に係る行政情報の内容	公開方法	申出者区分	所管課	公開の決定日	決定区分	公開した行政情報の件名	非公開の理由	公開の実施日
6	2月8日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 平面図	写しの交付	法人	消防局総務課	2月9日	部分公開	平面図	各図面に押印された法人の代表者印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月9日
7	2月14日	窓口	施設：危険物自家用給油取扱所 場所：前橋市〇〇町〇〇 設置者：〇〇株式会社 昭和42年〇月〇日 設置許可申請した給油取扱所の 1 設置許可証 2 完成検査許可証 3 設置者変更届（最新のもの）	写しの交付	法人	消防局総務課	2月22日	部分公開	・危険物取扱所設置許可証 ・完成検査済証 ・危険物製造所等変更届出書	危険物製造所等変更届出書に押印された届出者の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	2月25日
8	2月28日	窓口	前橋市〇〇町〇〇 〇〇 平面図	写しの交付	法人	消防局総務課	3月2日	部分公開	平面図	図面に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別された個人及び一図面に押印された個人及び一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	3月22日
9	3月15日	窓口	群馬県前橋市〇〇町〇〇 〇〇 配置図、平面図（各階）、立面図	写しの交付	法人	消防局総務課	3月23日	部分公開	・配置図 ・平面図 ・立面図	図面に記載された個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別された個人及び一級建築士の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	3月24日
10	3月22日	郵送	1985年8月12日に発生した日航機墜落事故について、発生した日航機墜落事故について、出動した記録がないため。	写しの交付	法人	消防局総務課	3月28日	非公開		1985年8月12日に発生した日航機墜落事故について、出動した記録がないため。	

### 3 審査請求の状況

令和3年度において、実施機関の決定に対する審査請求は、2件ありました。その概要は、次のとおりです。

#### (1) 前橋市諮問第33号

アーツ前橋作品紛失調査委員会の調査報告書に係る行政情報の公開請求について、実施機関がした部分公開決定（表9のNo.2）に対する請求者からの審査請求

ア 実施機関・担当部課

市長・文化スポーツ観光部文化国際課

イ 情報公開請求内容

アーツ前橋作品紛失調査委員会作成の調査報告書に関し、

(ア) 2020年3月13日館長が文化国際課長に提案したという方針案

(イ) 館長及び担当学芸員からのヒアリング内容を録取した書面等

ウ 情報公開請求日

令和3年4月1日

エ 原処分の決定日、決定内容及び理由

(ア) 決定日

令和3年4月30日

(イ) 決定内容

部分公開決定

(ウ) 理由

a 条例第6条第2号該当

イの(ア)のうち、非違行為の処分に関する部分及び著作権者氏名等の部分については、公開することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

b 条例第6条第5号該当

イの(ア)のうち、作品紛失の詳細情報については、著作権者の意向もあり、事務事業執行に関する情報であるため。

c 条例第6条第8号該当

イの(イ)については、関係職員から任意に提供された情報であり、公開することで、職員個人間の協力関係及び信頼関係が著しく毀損されるため。

オ 審査請求年月日

令和3年5月14日

カ 審査庁（諮問庁）

市長

キ 前橋市情報公開審査会の審議状況

(ア) 諮問年月日

令和3年6月14日

(イ) 弁明書に対する審査請求人からの反論書の提出

令和3年6月21日

(ウ) 答申年月日

令和3年12月22日

(エ) 答申内容

アーツ前橋作品紛失調査委員会ヒアリング調書（以下「ヒアリング調書」という。）のうち、表紙の部分については、ヒアリング対象職員の職及び氏名が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第6条第2号に該当する。

ヒアリング調書のうち、証言記録書の部分については、ヒアリング対象職員の発言が具体的に記載されており、公開することにより将来の同種の調査に著しい支障が生ずると認められるため、条例第6条第5号に該当する。

よって、実施機関が行った行政情報部分公開決定は、結論において妥当であるものの、このうち、ヒアリング調書を非公開とした部分については、理由付記に不備があるのでこれを取り消し、訂正すべきである。

ク 審査請求に対する裁決

一部認容（令和3年12月28日）

(2) 前橋市諮問第34号

ハラスメントに対する嚴重注意書に係る行政情報の公開請求について、実施機関がした非公開決定（表9のNo.37）に対する請求者からの審査請求

ア 実施機関・担当部課

市長・総務部職員課

イ 情報公開請求内容

〇〇のハラスメントに対する嚴重注意書及び同書発行の基礎となった一切の関連資料

ウ 情報公開請求日

令和3年5月12日

エ 原処分の決定日、決定内容及び理由

(ア) 決定日

令和3年5月17日

(イ) 決定内容

存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定

(ウ) 理由

条例第7条の3該当

公開の請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に対して処分が行われたか否かという個人情報公開することとなるため。

オ 審査請求年月日

令和3年8月13日

カ 審査庁（諮問庁）

市長

キ 前橋市情報公開審査会の審議状況

(ア) 諮問年月日

令和3年9月15日

(イ) 弁明書に対する審査請求人からの反論書の提出

令和3年10月1日

(ウ) 答申年月日

令和3年12月22日

(エ) 答申内容

元職員が嚴重文書注意を受けたかどうかという情報は、条例第6条第2号本文に規定する個人情報に該当し、請求に係る行政情報の存否を明らかにすることによって、プライバシーという保護されるべき正当な利益が失われることになるから、実施機関が行った決定は、妥当である。

ク 審査請求に対する裁決

棄却（令和3年12月24日）

**【令和3年度において継続審議した審査請求】**

令和2年度に提起され、令和3年度に前橋市情報公開審査会で継続審議した実施機関の決定に対する審査請求は、1件ありました。その概要は、次のとおりです。

(3) 前橋市諮問第32号

開発許可に係る行政情報の公開請求について、実施機関がした部分公開決定（令和2年No. 218）に対する請求者からの審査請求

ア 実施機関・担当部課

市長・都市計画部建築指導課

イ 情報公開請求内容



令和2年〇月〇日に通報した一連の下記行政資料（令和2年12月2日～12月7日）

(ア) 現地調査報告書

(イ) 前橋市〇〇町〇〇に建設されている車庫に係る建築確認の有無及び建築に  
関係する許可・届出の有無を確認した決裁書類

(ウ) (イ)の書類がないことが確認された場合、それに対する是正指導措置の結果を示す書類

(エ) 所有者からの回答の書類及びその他関連資料全て

ウ 情報公開請求日

令和2年12月7日

エ 原処分の決定日、決定内容及び理由

(ア) 決定日

令和2年12月28日

(イ) 決定内容

部分公開決定

(ウ) 理由

a 条例第6条第2号該当

申出人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号、土地の所在、航空写真並びに写真番号等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。

b 条例第6条第7号該当

申出人の印影及び法人の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。

c 行政情報不存在

現地調査報告書、許可・届出の有無を確認した決裁書類及び是正指導措置の結果を示す資料は作成されていないため。

オ 審査請求年月日

令和3年2月5日

カ 審査庁（諮問庁）

市長

キ 前橋市情報公開審査会の審議状況

(ア) 諮問年月日

令和3年3月26日

(イ) 弁明書に対する審査請求人からの反論書の提出

令和3年3月31日

(ウ) 答申年月日

令和3年6月7日

(エ) 答申内容

本件公開請求の対象期間に実施機関が作成し、又は取得した行政情報は、公開した行政情報以外には存在しないため、実施機関の決定は妥当である。

ク 審査請求に対する裁決

棄却（令和3年6月14日）

#### 4 情報提供の実施状況

##### (1) 情報提供の件数及び処理状況

令和3年度における行政情報の提供の申込の件数は215件ありました。

また、窓口で受け付けたものが53件、郵送によるものが7件、電子メールによるものが97件、電子申請システムによるものが6件、FAXによるものが52件でした。

「情報提供」とは、前橋市情報公開条例の手続きによらず、任意で行政情報を公開することをいい、令和2年度から保健所が保有する施設の開設許可又は届出に係る台帳情報等の範囲を拡大するとともに、新たに工事設計書（市が発注する公共工事等の設計書で、金額、数量等が記載されたもの）を対象に加えました。

##### (2) 実施機関・部・課別の実施状況

実施機関別の公開の請求の処理件数は、市長が134件、公営企業管理者が42件、教育委員会が39件となっています。

部別の処理件数では、健康部が77件、水道局が42件、教育委員会が39件などとなっています。

課別の処理件数では、衛生検査課が44件、教育施設課が39件、保健総務課が33件などとなっています。（表11）

表11 実施機関・部・課別の処理件数（情報提供）

実施機関	所 属	件 数
市 長	健 康 部	
	保 健 総 務 課	33
	衛 生 検 査 課	44
	小 計	77

	農 政 部	農 村 整 備 課	7
		小 計	7
	都 市 計 画 部	建 築 指 導 課	1
		建 築 住 宅 課	2 2
		市 街 地 整 備 課	1
		区 画 整 理 課	3
		小 計	2 7
	建 設 部	道 路 建 設 課	4
		道 路 管 理 課	9
		東 部 建 設 事 務 所	2
		公 園 緑 地 課	4
		公 園 管 理 事 務 所	4
		小 計	2 3
	小 計	1 3 4	
公 営 企 業 管 理 者	水 道 局	水 道 整 備 課	3 2
		浄 水 課	4
		下 水 道 整 備 課	4
		下 水 道 施 設 課	2
		小 計	4 2
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	教 育 施 設 課	3 9
	事 務 局	小 計	3 9
合 計			2 1 5

## 5 令和3年度の会議の開催状況

令和3年度において、情報公開審査会は、6回開催されました。その概要は、次のとおりです。（表12）

表12 会議の開催状況

回 数	開 催 日	審 査 会 の 主 な 内 容
第48回	令和3年4月13日(火)	審査請求に係る諮問について
第49回	令和3年5月24日(月)	令和2年度情報公開の実施状況について
第50回	令和3年7月13日(火)	審査請求に係る諮問について

第51回	令和3年8月16日(月)	審査請求に係る諮問について
第52回	令和3年9月10日(金)	審査請求に係る諮問について
第53回	令和3年10月29日(金)	審査請求に係る諮問について

## II 個人情報保護制度



## 1 個人情報保護制度のあらまし

個人情報保護制度は、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）に基づいて実施されています。制度の概要は、次のとおりです。

### (1) 個人情報保護制度の意義

この制度は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示等を求める市民の権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護と公正で開かれた市政の運営の確保に資することを目的としています。

### (2) 個人情報保護制度の概要

#### ア 個人情報の保護

実施機関が行う事務の中で個人情報を取り扱う事務について、その取扱いの開始、変更及び廃止並びに目的外利用（当初収集した目的と異なるものに利用することをいいます。）及び目的外提供（実施機関が保有する個人情報を国や県の機関等に提供することをいいます。）について市長に届出をさせることにより、本当にその事務が個人情報を収集する必要があるか、また必要以上に個人情報を収集していないか、不要な目的外利用や目的外提供をしていないか等を確認し、個人の情報を保護していくものです。

#### イ 自己情報の開示等

市民の皆さんが行う市が保有する自己に係る情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止等（以下「開示等」という。）の請求に基づき、その情報を開示等するものです。この請求は、個人に関する情報であることから、原則として当該情報に係る本人のみが請求することができます。

#### ウ 前橋市個人情報保護審査会

前橋市個人情報保護審査会は、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務の開始等についてのチェックを行うとともに、自己情報の開示等の請求に関し、実施機関が部分的な開示等、又は非開示等とした場合に、その決定を不服とする開示等の請求者が行う審査請求について、第三者的立場で審査する機関として設置されています。

なお、前橋市個人情報保護審査会は、個人情報保護制度等について学識経験を有する者5人の委員により構成されています。

## 2 個人情報取扱事務の届出状況

令和3年度における各実施機関からの個人情報取扱事務の届出件数は、90件ありました。

実施機関別の届出件数は、市長が65件（72.2%）、公営企業管理者が4件

(4.5%)、消防長が9件(10.0%)、教育委員会が11件(12.2%)、選挙管理委員会が1件(1.1%)となっています。他の実施機関は、ありませんでした。(表13)

表13 個人情報取扱事務開始届等 実施機関・部・課別の件数内訳

実施機関	部	課	開始届 件数	変更届 件数	廃止届 件数	合計
市長	総務部	秘書広報課	1	0	0	1
		防災危機管理課	1	1	0	2
	未来創造部	政策推進課	0	1	0	1
		交通政策課	1	0	0	1
	財務部	資産税課	1	2	0	3
	市民部	生活課	3	0	0	3
		市民課	0	3	0	3
	文化スポーツ観光部	文化国際課	3	1	0	4
		スポーツ課	1	0	0	1
		観光政策課	4	0	2	6
	福祉部	社会福祉課	4	1	0	5
		子育て支援課	5	1	0	6
		長寿包括ケア課	0	4	0	4
		介護保険課	0	1	0	1
		障害福祉課	1	0	0	1
		指導監査課	0	1	0	1
	健康部	保健総務課	3	0	0	3
		国民健康保険課	0	1	0	1
	環境部	環境森林課	3	0	0	3
		ごみ減量課	1	0	0	1
		清掃施設課	1	0	0	1
		清掃施設整備室	0	1	0	1
	産業経済部	公営事業課	1	1	0	2
	農政部	農政課	6	1	0	7
	都市計画部	建築住宅課	0	1	0	1
	建設部	公園管理事務所	2	0	0	2
	小計			42	21	2



公営企業管理者	水道局	経営企画課	2	1	0	3
		下水道整備課	1	0	0	1
	小計		3	1	0	4
消防長	消防局	予防課	1	0	0	1
		警防課	1	0	0	1
		通信指令課	1	1	0	2
		中央消防署	1	0	0	1
		東消防署	1	0	0	1
		西消防署	1	0	0	1
		南消防署	1	0	0	1
	北消防署	1	0	0	1	
小計		8	1	0	9	
教育委員会	教育委員会事務局	総務課	1	0	0	1
		文化財保護課	1	0	0	1
		学校教育課	1	1	0	2
		生涯学習課	1	0	0	1
		青少年課	2	0	0	2
	図書館	3	1	0	4	
小計		9	2	0	11	
選挙管理委員会			1	0	0	1
公平委員会			0	0	0	0
監査委員会			0	0	0	0
農業委員会			0	0	0	0
固定資産評価審査委員会			0	0	0	0
議			0	0	0	0
公立大学法人前橋工科大学			0	0	0	0
合			63	25	2	90

### 3 個人情報等の目的外利用等の届出状況

実施機関から市長に提出された個人情報の目的外利用等（目的外利用及び目的外提供）の届出件数は、1162件ありました。

実施機関別の届出件数は、市長が1012件（87.1%）、公営企業管理者が5件（0.4%）、消防長が25件（2.2%）、教育委員会が1件（0.1%）、選挙管理委員会が4件（0.3%）、農業委員会が114件（9.9%）

8%)、公立大学法人前橋工科大学が1件(0.1%)となっています。他の実施機関は、ありませんでした。(表14)

表14 個人情報目的外利用等届出 実施機関・部・課別の件数内訳

実施機関	部	課	届出件数	
市長	総務部	防災危機管理課	82	
	未来創造部	交通政策課	3	
	財務部		収納課	9
			市民税課	36
			資産税課	8
	市民部		生活課	9
			市民課	293
	福祉部		社会福祉課	109
			子育て支援課	15
			子育て施設課	2
			長寿包括ケア課	3
			介護保険課	27
			障害福祉課	16
	健康部		保健総務課	2
			保健予防課	5
			衛生検査課	34
			国民健康保険課	297
	環境部		ごみ減量課	2
			廃棄物対策課	18
	産業経済部		にぎわい商業課	14
	農政部		農政課	2
	都市計画部		建築住宅課	7
	建設部		道路管理課	6
			公園管理事務所	13
		小計		1012
	公営企業管理者	水道局	経営企画課	4
			水道整備課	1
		小計		5
消防長	消防局	予防課	1	

		通 信 指 令 課	3
		中 央 消 防 署	4
		東 消 防 署	4
		西 消 防 署	8
		南 消 防 署	3
		北 消 防 署	2
	小 計		25
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会 事 務 局	学 校 教 育 課	1
	小 計		1
選 挙 管 理 委 員 会			4
公 平 委 員 会			0
監 査 委 員			0
農 業 委 員 会			114
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			0
議 会			0
公 立 大 学 法 人 前 橋 工 科 大 学			1
合 計			1162

#### 4 個人情報開示等の実施状況

##### (1) 個人情報の開示等の件数及び処理状況

令和3年度における個人情報の開示等の請求は、188件で、訂正、削除及び中止等の請求は、ありませんでした。また、開示等の申出は、7件で、訂正、削除及び中止等の申出は、ありませんでした。（表15）

「開示等（訂正、削除、中止等）の請求」とは、前橋市個人情報保護条例が施行された平成10年度以後の自己情報の開示等を受けようとするをいいます。

「開示等（訂正、削除、中止等）の申出」とは、前橋市個人情報保護条例が施行される前の自己情報と勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村及び同郡富士見村の合併前にこれらの町村で作成された自己情報の開示等を受けようとするをいいます。

処理の内訳は、開示の請求を受けた188件のうち、全部を開示したものが144件、部分開示したものが33件、非開示としたものは10件、取下げが1件です。

また、開示の申出7件については、全部を開示したものが2件、部分開示した

ものが5件となっています。(表15)

表15 個人情報の開示等の請求等の件数及び処理状況

区 分	件数		処理状況					取 下 げ	
	開 示 方 法	件 数	開 示	部 分 開 示	非 開 示				処 理 中
					非 開 示	拒 否	不 存 在		
開示等の 請 求	開 示	188	144	33	2	0	8	0	1
	訂 正	0	0	0	0	0	0	0	0
	削 除	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 止 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	188	144	33	2	0	8	0	1
開示等の 申 出	開 示	7	2	5	0	0	0	0	0
	訂 正	0	0	0	0	0	0	0	0
	削 除	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 止 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	7	2	5	0	0	0	0	0
合 計	195	146	38	2	0	8	0	1	

(2) 実施機関・課別の請求状況

実施機関別の開示の請求件数は、合計188件のうち、市長が69件、公営企業管理者が2件、消防長が10件、教育委員会が106件、農業委員会が1件となっています。市長への請求は、福祉部が32件、市民部が23件などとなっています。(表16)

課別の内訳は、学校教育課が105件、介護保険課が20件、市民課が19件などとなっています。(表17)

学校教育課に対しては、前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点に係る請求が多く、介護保険課に対しては、介護保険認定に係る主治医意見書や認定調査票に係る請求が多くなっています。

表 1 6 実施機関別の開示の請求件数

実 施 機 関		件 数	処理状況					取 下 げ	
			開 示	部 分 開 示	非開示				処 理 中
					非 開 示	拒 否	不 存 在		
市 長	総 務 部	3	1	0	2	0	0	0	0
	未 来 創 造 部	1	0	1	0	0	0	0	0
	財 務 部	4	2	1	0	0	1	0	0
	市 民 部	23	3	15	0	0	5	0	0
	文化スポーツ観光部	0	0	0	0	0	0	0	0
	福 祉 部	32	23	7	0	0	1	0	1
	健 康 部	6	6	0	0	0	0	0	0
	環 境 部	0	0	0	0	0	0	0	0
	産 業 経 済 部	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 政 部	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 計 画 部	0	0	0	0	0	0	0	0
	建 設 部	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	69	35	24	2	0	7	0	1
公 営 企 業 管 理 者		2	0	2	0	0	0	0	0
消 防 長		10	4	6	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会		106	105	0	0	0	1	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		1	0	1	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人前橋工科大学		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		188	144	33	2	0	8	0	1

表 1 7 課別の開示の請求件数

所 属	件 数	処理状況						取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非開示			処 理 中	
				非 開 示	拒 否	不 存 在		
職 員 課	2	0	0	2	0	0	0	0
防 災 危 機 管 理 課	1	1	0	0	0	0	0	0
情 報 政 策 課	1	0	1	0	0	0	0	0
収 納 課	3	2	1	0	0	0	0	0
市 民 税 課	1	0	0	0	0	1	0	0
生 活 課	4	0	3	0	0	1	0	0
市 民 課	19	3	12	0	0	4	0	0
社 会 福 祉 課	3	2	1	0	0	0	0	0
子 育 て 支 援 課	2	1	1	0	0	0	0	0
長 寿 包 括 ケ ア 課	2	1	0	0	0	1	0	0
介 護 保 険 課	20	18	1	0	0	0	0	1
障 害 福 祉 課	5	1	4	0	0	0	0	0
健 康 増 進 課	1	1	0	0	0	0	0	0
国 民 健 康 保 険 課	5	5	0	0	0	0	0	0
水 道 整 備 課	1	0	1	0	0	0	0	0
下 水 道 整 備 課	1	0	1	0	0	0	0	0
消 防 局 総 務 課	10	4	6	0	0	0	0	0
学 校 教 育 課	105	105	0	0	0	0	0	0
青 少 年 課	1	0	0	0	0	1	0	0
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0	0
合 計	188	144	33	2	0	8	0	1

(3) 実施機関・課別の申出状況

令和3年度における開示の申出は、合計7件のうち、市長が6件、公営企業管理者が1件となっています。(表18、表19)

表 1 8 実施機関別の開示の申出件数

実 施 機 関		件 数	処理状況					取 下 げ	
			開 示	部 分 開 示	非開示				処 理 中
					非 開 示	拒 否	不 存 在		
市長	財 務 部	1	1	0	0	0	0	0	
	産 業 経 済 部	3	0	3	0	0	0	0	
	都 市 計 画 部	2	1	1	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者		1	0	1	0	0	0	0	
合 計		7	2	5	0	0	0	0	

表 1 9 課別の開示の申出件数

所 属		件 数	処理状況					取 下 げ	
			開 示	部 分 開 示	非開示				処 理 中
					非 開 示	拒 否	不 存 在		
資 産 経 営 課		1	1	0	0	0	0	0	
産 業 政 策 課		3	0	3	0	0	0	0	
市 街 地 整 備 課		1	1	0	0	0	0	0	
区 画 整 理 課		1	0	1	0	0	0	0	
下 水 道 整 備 課		1	0	1	0	0	0	0	
合 計		7	2	5	0	0	0	0	

(4) 個別の処理状況  
 開示の請求に対する個別の処理状況は、次の表20のとおりです。また、開示の申出に対する個別の処理状況は、表21のとおりです。

表20 個別の処理状況（開示の請求）

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
1	4月7日	①主治医意見書 ②要介護認定調査票 ③要介護認定結果通知書 ④その他介護に関する一切の記録の写し（過去12年分）	写しの交付	遺族等	介護保険課	4月23日	開示	主治医意見書 ・認定調査票 ・介護保険要介護認定・要支援認定申請書 ・介護保険要支援認定・要支援認定等結果通知書		4月30日
2	4月16日	過去3年の住民票交付申請書の写し及び記録	写しの交付	本人	市民課	4月23日	部分開示	住民票の写し等職務上請求書	条例第17条第8号該当申請書中の請求者の印影は、偽造等による犯罪誘発のおそれがあるため。	4月30日
3	4月22日	2015年〇月〇日から2020年〇月〇日までの間の国民健康保険使用履歴	写しの交付	本人	国民健康保険課	5月17日	開示	診療報酬明細書		5月20日
4	4月22日	前橋市〇〇町〇〇 亡父〇〇が〇〇町の自治会長をしていた期間についての情報	写しの交付	遺族等	生活課	5月6日	部分開示	前橋市行政自治委員名簿	条例第17条第3号該当自己情報開示請求に係る者以外の自治会長の住所及び連絡先については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、公表することを前提として本人から提供された情報ではないため。	5月7日
5	4月23日	印鑑登録申請書の写し	写しの交付	本人	市民課	4月23日	部分開示	印鑑登録申請書・印鑑登録票	条例第17条第8号該当印鑑登録している人の印影は、偽造等による犯罪誘発のおそれがあるため。	4月23日



No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
6	4月26日	2019.○.○の法律相談カード	写しの交付	本人	生活課	4月28日	部分開示	・法律相談カード ・無料法律相談受付表	条例第17条第3号該当 無料法律相談受付表については、 請求者以外の個人が特定される個人 情報が記載されているため。	4月30日
7	5月6日	最新の認定調査書及び主治医意見書	写しの交付	本人	介護保険課	5月14日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		5月17日
8	5月11日	住民票の写しの交付申請書 保存のある限り	写しの交付	本人	市民課	5月12日	開示	住民票の写し等の交付申請書		5月14日
9	5月17日	身体障害者診断書（過去申請分）	写しの交付	法定代理人	障害福祉課	5月21日	部分開示	身体障害者診断書・意見書	条例第17条第8号該当 診断書中の医師の印影は、開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められるため。	5月26日
10	5月31日	〇〇のハラスメントに対する嚴重注意書及び同書の発行の基礎となった一切の関連資料	写しの交付	本人	職員課	6月3日	非開示		条例第29条第2項該当 開示に係る自己情報は、本市の職員の人事に関する個人情報に該当し、開示請求の対象とならないため。	6月3日
11	6月4日	住民票（除票含む）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍（除籍、改製原戸籍を含む）謄本・抄本及び戸籍の記載事項証明書の写しの交付申請書	写しの交付	本人	市民課	6月14日	部分開示	住民票の写し等職務上請求書	条例第17条第3号該当 申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため。 条例第17条第8号該当 申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	6月24日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
12	6月4日	住民票(除票含む)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍(除籍、改製原戸籍を含む)謄本・抄本及び戸籍の記載事項証明書の写しの交付申請書	写しの交付	法定代理人	市民課	6月14日	部分開示	戸籍謄本等職務上請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため。条例第17条第8号該当申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	6月24日
13	6月10日	平成28年〇月〇日身体障害者手帳再交付時に提出した診断書・意見書	写しの交付	本人	障害福祉課	6月17日	部分開示	身体障害者診断書・意見書	条例第17条第8号該当診断書中の医師の印影は、開示することにより、人の生命、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報であるため。	6月22日
14	6月11日	令和元年〇月〇日差押の記録(債権差押調査謄本・配当計算書・充当通知書)	写しの交付	本人	収納課	6月16日	部分開示	債権差押調査書 滞納金明細書 配当計算書 充当決議書	条例第17条第8号該当書類中の印影については、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	6月17日
15	6月11日	印鑑登録書の発行記録(記録のある限り)	写しの交付	本人	市民課	6月16日	非開示		開示情報不存在 該当する文書が存在しないため。	6月18日
16	6月11日	国保レセプト 令和2年〇月分と令和3年〇月分	写しの交付	本人	国民健康保険課	6月23日	開示	診療報酬明細書		6月24日
17	6月14日	住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付申請書 (令和3年〇月～現在)	写しの交付	本人	市民課	6月16日	開示	住民票の写し等の交付請求書		6月18日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
18	6月22日	令和3年〇月〇日交付の平改戸籍の謄本交付申請書	写しの交付	本人	市民課	6月30日	部分開示	戸籍証明書等の請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため。 条例第17条第8号該当申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	7月6日
19	6月22日	戸籍の謄抄本請求履歴（戸籍謄本交付申請書）の過去5年分	写しの交付	本人	市民課	7月1日	部分開示	・戸籍謄本等郵送請求書 ・戸籍謄本・抄本・附票の写し等の申請書 ・戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）等交付請求書 ・戸籍謄本交付申請書 ・郵送による戸籍証明書等の請求書 ・戸籍記載嘱託書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため。 条例第17条第8号該当申請書中の請求者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	7月8日
20	6月29日	介護保険の認定資料の全て	写しの交付	本人	介護保険課	7月12日	開示	・主治医意見書 ・認定調査票		7月16日
21	6月29日	令和3年〇月〇日に交付された住民票の申請書	写しの交付	本人	市民課	7月1日	部分開示	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため。 条例第17条第8号該当申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	7月6日
22	7月14日	〇〇中学校でイジメにあっていたことに関する校内での情報の全て及び当該学校のイジメた側に対する対応の全て	写しの交付	法定代理人	青少年課	7月27日	非開示		開示情報不存在 学校に聞き取ったところ、教育相談アンケート等で本人がはじめを相談した事実は確認できなかった。加えて、令和2年度2学期後半に生徒間のトラブルが発生したのことで、口頭により生徒への指導及び保護者へ説明を行ったが、該当自己情報は作成していないため。	

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示の方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
23	7月14日	印鑑証明書の発行履歴（令和3年〇月〇日以降の交付申請書）	写しの交付	本人	市民課	7月19日	開示	印鑑登録証明書交付申請書		7月30日
24	7月20日	最新の主治医意見書及び認定調査票	写しの交付	本人	介護保険課	7月27日	開示	・主治医意見書 ・認定調査票		8月5日
25	7月21日	身体障害者手帳に関する身体障害者診断書・意見書	写しの交付	本人	障害福祉課	8月2日	部分開示	身体障害者診断書・意見書	条例第17条第8号該当 診断書作成医師の印影については、開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報であるため。	8月4日
26	7月27日	現場代理人等指定がわかるもの 〇〇工事（〇〇第〇号）	写しの交付	本人	下水道施設課	8月5日	部分開示	契約台帳	条例第17条第3号該当 最低制限価格については非公表であり、現場代理人名については他者の個人情報にあたるため。	8月10日
27	7月27日	〇〇町〇〇 〇〇宅 令和3年〇月〇日発生の火災の原因に関する書類	写しの交付	本人	消防局総務課	8月6日	部分開示	・火災調査書 ・質問調査書	条例第17条第3号該当 火災調査書に記載された開示請求者以外の情報については、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	8月10日
28	8月2日	介護認定審査会資料 （最新の主治医意見書及び調査票）	写しの交付	法定代理人	介護保険課	8月12日	開示	・主治医意見書 ・認定調査票		8月17日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
29	8月3日	転出日以降の住民票の除票及び戸籍の附票の交付申請	写しの交付	本人	市民課	8月13日	非開示		開示情報不存在 該当する請求がなかったため。	8月13日
30	8月10日	令和3年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日に前橋市〇〇町〇〇で発生した3件の火災に関する火災調査報告書一式全ての開示	写しの交付	本人	消防局 総務課	8月18日	部分開示	・火災調査書 ・火災原因判定書 ・実況見分調査書 ・質問調査書	条例第17条第3号該当 火災調査書に記載された開示請求者以外の氏名については、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 条例第17条第9号該当 火災原因調査書に記載された開示請求者以外の供述内容及び質問調査の内容は、開示することにより関係者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報であるため。	8月20日
31	8月11日	・要介護認定結果通知書 ・介護保険主治医意見書 ・認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項） 初回認定時からの情報	写しの交付	法定代理人	介護保険課	8月18日 取下げ				
32	8月12日	罹災証明書	写しの交付	本人	防災危機管理課	8月13日	開示	り災証明書		8月13日
33	8月19日	令和3年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日に前橋市〇〇町〇〇で発生した3件の火災に関し、申請者に関する情報及び記録の全て	写しの交付	本人	消防局 総務課	8月30日	部分開示	・火災原因判定書 ・質問調査書	条例第17条第9号該当 火災原因判定書に記載された開示請求者以外の供述内容は、開示することにより関係者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報であるため。 開示情報不存在 〇月〇日の火災に関して、開示請求者に関する情報及び記録が存在しないため。	9月3日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
34	8月18日	①要介護認定結果通知書 ②介護保険主治医意見書 ③認定調査票(概況調査・基本調査・特記事項) 初回時から①～③までの情報	写しの交付	本人	介護保険課	9月1日	開示	・介護保険要介護認定・要 支援認定等結果通知書 ・主治医意見書 ・認定調査票		9月9日
35	8月19日	介護保険更新申請のR3.0.0付認定 調査票 概況調査、基本調査、特記事項、主 治医意見書	写しの交付	本人	介護保険課	8月31日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		9月2日
36	8月25日	前橋市〇〇町〇〇 令和3年〇月〇日火災調査書類一式	写しの交付	本人	消防局 総務課	9月7日	部分 開示	・火災調査書 ・火災原因判定書 ・実況見分調査書 ・質問調査書	条例第17条第3号該当 火災調査書、火災原因判定書及び 実況見分調査書(図面及び写真を含 む。)における火災現場付近の居住 者等の氏名、住所、職業、年齢及び 世帯人員並びに当該居住者のり災状 況及びびり災建築物等並びに実況見 分調査書の本文並びに当該調査に記載 された開示請求者以外の情報につい ては、開示請求者以外の特定の個人 が識別され、又は識別され得る情報 であるため。 条例第17条第9号該当 質問調査書及び火災原因判定書にお ける火災の発見者からの質問調査中 の供述引用部分は、火災の発見者か ら任意に提供された情報であって、 開示することにより当該発見者との 協力関係が著しく損なわれるため。	9月10日
37	8月26日	平成29年〇月から現在までの保護台 帳、ケース記録、援助方針シート、 保護決定調査票、保護決定通知書、同 意書、一般収入申告書、資産申告 書、請求者が提出した文書	写しの交付	本人	社会福 祉課	9月8日	部分 開示	・保護台帳 ・ケース記録 ・援助方針シート ・保護決定調査票 ・保護決定通知書 ・資産申告書 ・収入申告書	条例第17条第3号該当 請求者以外(親族等)の個人情報 (指名、続柄、生年月日、性別、住 所、電話番号、援助関係の有無)に ついては、個人情報保護のため。	9月9日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
38	9月7日	○月以降に交付された住民票、戸籍の附票、除票	写しの交付	本人	市民課	9月10日	部分開示	・住民票の写し等の交付請求書 ・戸籍の附票の写しの交付請求書	条例第17条第3号該当 申請書中の開示請求者以外の個人情報に関する情報が含まれているため。	9月17日
39	9月10日	前橋市○○町○○ 七〇〇の〇〇会長をしていただいた期間、〇〇会の会員数、市役所からの手当てがあった場合はその金額	写しの交付	本人	長寿包括ケア課	9月21日	非開示		開示情報不存在 平成26年以前の単位老人クラブの名簿等については、保存期間が経過しており廃棄したため。 平成27年以降の単位老人クラブの名簿等については、〇〇氏が〇〇会の会長をしていたことが確認できないため。	
40	9月11日	最新の介護認定調査票	写しの交付	本人	介護保険課	9月14日	開示	認定調査票		10月7日
41	9月17日	配偶者暴力相談支援センターへの相談記録	写しの交付	本人	生活課	9月22日	部分開示	相談記録票	条例第17条第3号該当 支援者である職員の個人情報については、基本的には開示すべき情報であるが、支援者の個人情報についても安全確保に努める必要があり、個人の正当な利益が損なわれるおそれがないとは言い切れないため。 条例第4号該当 支援する法人の情報については、開示することにより当該法人等の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるため。 条例第8号該当 支援者である職員の印の印影については、開示することにより、犯罪行為につながるおそれのある情報があるため。	9月27日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決定区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
42	9月28日	令和3年〇月〇日発生の火災調査書類一式 発生場所：前橋市〇〇町〇〇 〇〇	写しの交付	本人	消防局 総務課	10月6日	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災調査書</li> <li>・火災原因判定書</li> <li>・実況見分調査書</li> <li>・鑑識見分調査書</li> </ul>	<p>条例第17条第3号該当 火災調査書、実況見分調査書（図面及び写真を含む。）及び鑑識見分調査書における開示請求者以外の第三者の氏名（建物所有者の氏名を除く。））、職名、年齢、部屋の間取り及び自動車登録番号については、特定の個人が識別され、又は識別される情報であるため。</p> <p>条例第17条第4号該当 鑑識見分調査書における添付書類のうち、別添1電気用品点検・修理・改修等開始報告書、別添2スイッチの動作説明、別添3使用承認願、別添4仕様書、別添6サービス情報及び別添7〇〇電子レンジ〇〇（内部）については、法人の事業に関する情報であって、開示することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると認められるため。</p> <p>条例第17条第9号該当 質問調査及び火災原因判定書における開示請求者以外の第三者からの質問調査中の供述引用部分は、開示請求者以外の第三者から任意に提供された情報であって、開示することにより当該提供者との協力関係が著しく損なわれるため。</p>	10月12日
43	9月29日	前橋市特定検診記録票（平成28年度分）	写しの交付	遺族等	国民健康保険課	10月8日	開示	前橋市特定検診記録票		11月19日
44	9月30日	令和3年〇月に〇〇により提出された〇〇から受けたハラスメントに関する「ハラスメント相談申出票」により「ハラスメント審査委員会」で調査・審議された内容及び結果等一式	写しの交付	本人	職員課	10月13日	非開示		<p>条例第29条第2項該当 開示の請求に係る自己情報は、本市の職員の人事に関する個人情報に該当し、開示請求の対象とならないため。</p>	



No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
45	10月11日	令和2年〇月〇月から現在における〇〇に関する入所していた「〇〇」と市とのやりとりに関する全ての情報	写しの交付	遺族等	介護保険課	11月4日	部分開示	苦情対応相談記録	<p>条例第17条第3号該当 当該文書に記載された開示請求者以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。</p> <p>条例第17条第6号該当 苦情・相談対応事務に関する情報については、開示することにより今後事業者から任意の情報提供が受けられなくなるおそれがあり、当該事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため。</p> <p>条例第17条第9号該当 当該法人等又は個人から市に対して任意に提供された情報については、開示することにより当該法人等又は個人との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれると認められるため。</p>	11月5日
46	10月10日	2019年冬頃前橋市保健センター子育て支援課にて旦那のDV、借金、離婚についての相談の開示	写しの交付	本人	子育て支援課	10月18日	開示	・相談支援カード ・相談記録		10月22日
47	10月10日	2019年前橋市役所にて無料弁護士相談又は行政相談の内容の開示	写しの交付	本人	生活課	10月13日	非開示		<p>開示情報不存在 2019年の無料弁護士相談（法律相談）及び行政相談の相談履歴が無いため。</p>	
48	10月21日	介護認定調査票及び主治医意見書、過去分を含めて全ての情報	写しの交付	本人	介護保険課	11月2日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		11月5日
49	10月22日	前橋保健センター 子育て支援課 平成30年〇月〇日、平成31年〇月〇日 相談記録	写しの交付	本人	子育て支援課	11月2日	部分開示	相談記録票	<p>条例第17条第3号該当 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる氏名については、基本的に開示すべき情報であるが、支援者の個人情報についても安全確保に努める必要があるため、開示することにより個人の正当な利益が損なわれる恐れが無いとは言い切れないため。</p>	11月24日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
50	10月28日	令和元年度敬老祝金贈与台帳兼領収書	写しの交付	本人	長寿包括ケア課	11月2日	開示	敬老祝金贈与台帳兼領収書		11月9日
51	10月28日	〇〇へ通院していた頃のレセプト	写しの交付	本人	国民健康保険課	11月17日	開示	診療報酬明細書		11月25日
52	10月28日	令和3年〇月〇日に交付された戸籍全部事項証明書及び平改戸籍謄本の交付申請書	写しの交付	本人	市民課	11月4日	部分開示	戸籍謄本等職務上請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の個人が識別され得るため。 条例第17条第8号該当申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	11月5日
53	10月29日	令和3年〇月〇日に交付された戸籍全部事項証明書及び附票全部事項証明書の交付申請書	写しの交付	本人	市民課	11月4日	部分開示	戸籍謄本等職務上請求書 ・住民票の写し等職務上請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の個人が識別され得るため。 条例第17条第8号該当申請書中の申請者の印影は、偽造等による犯罪誘発の恐れがあるため。	11月11日
54	11月5日	救急搬送証明書 〇/〇 〇時ごろ 自宅→〇〇	写しの交付	本人	消防局総務課	11月10日	開示	救急活動記録票		11月12日
55	11月5日	救急搬送証明書 〇/〇 〇時ごろ 自宅→〇〇	写しの交付	法定代理人	消防局総務課	11月10日	開示	救急活動記録票		11月12日
56	11月8日	令和2年〇月以降の〇〇のレセプト	写しの交付	本人	国民健康保険課	11月17日	開示	診療報酬明細書		11月25日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
57	11月18日	平成27年〇月〇日受理された、前橋市〇〇町〇〇(〇〇街区〇-〇)農地法第5条届出書の申請書一式	写しの交付	本人	農業委員会	11月24日	部分開示	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書	条例第17条第8号該当 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。	11月26日
58	11月25日	平成21年度中に納付した下記税額 ①市県民税 ②固定資産税 ③国民健康保険税	写しの交付	本人	収納課	12月1日	開示	納付履歴一覧		12月7日
59	11月26日	身体障害者診断書及び意見書(令和3年〇月〇日交付)	写しの交付	本人	障害福祉課	12月1日	開示	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)		12月7日
60	11月26日	亡〇〇名義で出された給水工事申込書及び委任状	写しの交付	遺族等	水道整備課	11月29日	部分開示	給水装置工事申込書 ・委任状	条例第17条第3号該当 給水装置工事申込書に記載された給水装置工事主任技術者の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	11月29日
61	12月3日	生活保護廃止の理由がわかる書類	写しの交付	本人	社会福祉課	12月9日	開示	ケース診断会議記録表		12月20日
62	12月17日	介護認定調査及び医師の意見書(最新のもの)	写しの交付	遺族等	介護保険課	12月23日	開示	認定調査票 ・主治医意見書		12月28日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決定区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
63	12月17日	住民票・戸籍関係書類の交付申請書 (令和3年〇月〇日以降)	写しの交付	本人	市民課	12月22日	部分開示	・戸籍証明書等の交付請求書 ・戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍の附票の写しの交付請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され得るため。 条例第17条第8号該当申請書中の請求者の印影は、偽造等による犯罪誘発のおそれがあるため。	未実施
64	12月17日	住民票・戸籍関係書類の交付申請書 (令和3年〇月〇日以降)	写しの交付	本人	市民課	12月22日	部分開示	・戸籍証明書等の交付請求書 ・戸籍の附票の写しの交付請求書	条例第17条第3号該当申請書中の開示請求者以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され得るため。	12月22日
65	12月22日	市税証明請求書 請求者が〇〇・〇〇以外のもの (令和3年〇月〇日以降)	写しの交付	本人	市民税課	1月5日	非開示		開示情報不存在 該当の個人情報が存在しないため。	
66	12月24日	請求者が平成27年〇月〇日交通事故により救急車にて運ばれた際の「救急活動記録」記載事項の全て	写しの交付	本人	消防局 総務課	1月5日	部分開示	救急活動記録情報	条例第17条第3号該当救急活動記録情報に登録されている通報者の氏名及び電話番号については、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。	1月18日
67	12月27日	印鑑登録証の証明書の発行記録 (記録のある限り)	写しの交付	本人	市民課	1月5日	非開示		開示情報不存在 文書不存在のため。	
68	1月24日	令和4年〇月〇日の救急搬送証明書	写しの交付	法定代理人	消防局 総務課	2月1日	開示	救急活動記録票		2月4日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示の方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決定区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
69	1月24日	令和4年〇月〇日の救急搬送証明書	写しの交付	本人	消防局 総務課	2月1日	開示	救急活動記録票		2月4日
70	1月25日	全ての認定調査票・主治医意見書	写しの交付	遺族等	介護保 険課	2月4日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		2月15日
71	2月4日	障害者総合支援法に基づく介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に係る以下の書類 1 認定調査票、現況調査票及び別表 2 自立支援給付認定審査会資料及び諮問書 3 自立支援給付認定審査会個別審査の協議結果及び委員意見 4 自立支援給付認定審査会会議録 5 自立支援給付認定審査会個別審査に係る起案文書 6 支給決定起案文書	写しの交付	本人	障害福 祉課	2月21日	部分 開示	・勘案事項整理票 ・聞き取り結果 ・サービスマニュアル ・陳情書 ・申請者意見書 ・医師意見書、診断書 ・服薬内容 ・前橋市支給決定基準（抜粋） ・意見書（医師作成） ・介護状況に関する報告書 ・脊椎骨端異常形成症の説明資料 ・自立支援給付認定審査会の審査結果について（報告）	条例第17条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別され、若しくは開示請求者以外の特定の個人が識別できないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 条例第17条第6号該当 開示することにより、反復継続する同種の事務事業の構成又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められ、関係当事者間における信頼関係を著しく害する情報であって、結果として関係者の理解と協力が得にくくなり、適正な事務事業の執行に著しい支障が生ずると認められる情報であるため。 開示情報不存在 認定調査票、現況調査票及び別表は認定調査未実施のため、支給決定起案文書は支給決定申請前のため。	2月25日
72	2月10日	最新の介護認定調査票	写しの交付	本人	介護保 険課	2月16日	開示	認定調査票		2月24日
73 74	4月1日	令和3年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教 育課	4月1日	開示	令和3年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		4月1日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
75 76	4月5日	令和3年度前橋市立前橋高等学校入学 者選抜における全日制課程選抜に係 る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育 課	4月5日	開示	令和3年度前橋市立前橋高 等学校入学者選抜における 全日制課程選抜に係る学力 検査の教科別得点		4月5日
77 78	4月6日	令和3年度前橋市立前橋高等 学校入学者選抜における全日制課程選抜に係 る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育 課	4月6日	開示	令和3年度前橋市立前橋高 等学校入学者選抜における 全日制課程選抜に係る学力 検査の教科別得点		4月6日
79 ～ 83	4月12日	令和3年度前橋市立前橋高等 学校入学者選抜における全日制課程選抜に係 る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育 課	4月12日	開示	令和3年度前橋市立前橋高 等学校入学者選抜における 全日制課程選抜に係る学力 検査の教科別得点		4月12日
84 ～ 87	4月14日	令和3年度前橋市立前橋高等 学校入学者選抜における全日制課程選抜に係 る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育 課	4月14日	開示	令和3年度前橋市立前橋高 等学校入学者選抜における 全日制課程選抜に係る学力 検査の教科別得点		4月14日
88 89	4月16日	令和3年度前橋市立前橋高等 学校入学者選抜における全日制課程選抜に係 る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育 課	4月16日	開示	令和3年度前橋市立前橋高 等学校入学者選抜における 全日制課程選抜に係る学力 検査の教科別得点		4月16日
90	2月24日	令和3年〇月〇日付け審査請求書の添 付書類(感謝料、借用書2通)	写しの 交付	本人	収納課	2月25日	開示	審査請求書添付書類		3月1日
91	2月28日	介護認定調査票及び主治医意見書	写しの 交付	本人	介護保 険課	3月10日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		3月14日
92	3月1日	亡父に係る 全ての認定調査書 全ての主治医意見書	写しの 交付	遺族等	介護保 険課	3月15日	開示	・認定調査票 ・主治医意見書		未実施

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示の方法	請求者区分	所管課	開示の決定日	決区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
93	3月11日	亡母に係る全ての認定調査書 全ての主治医意見書	写しの交付	遺族等	介護保険課	3月15日	開示	・介護認定調査票 ・主治医意見書		3月24日
94	3月9日	・認定調査票 ・主治医意見書 ・認定等結果通知書	写しの交付	遺族等	介護保険課	3月18日	開示	・介護認定調査票 ・主治医意見書 ・認定等結果通知書		3月22日
95	3月11日	私の障害年金の情報を扱っているシステムのアクセスログ(H29.〇～R4.〇月分) 受給の有無 受給金額等	写しの交付	本人	情報政策課	3月25日	部分開示	・情報システムのアクセスログ	条例第17条第4号該当システムログ内のメモソッド名については、当該システム内部で保持するソースコードの一環であり、開示することにより当該法人の事業運営上に不利益を与える情報であるため。 条例第17条第6号該当システムログ内のMACアドレスについては、開示することで不正アクセス等の情報セキュリティのリスクの恐れがあり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められる情報であるため。	3月28日
96	3月11日	〇月のもの 印鑑登録証明書 交付申請書	閲覧	本人	市民課	3月17日	非開示		開示情報不存在 該当する請求がなかったため。	
97	3月11日	〇〇の管理者が〇〇だったが、〇〇に変更になった年月日が記載されている書類	写しの交付	本人	介護保険課	3月17日	開示	変更届出書		3月23日
98	3月28日	2020年〇月〇日介護認定で要介護3になった経緯がわかる以下の資料 認定調査票・主治医意見書	写しの交付	遺族等	介護保険課	4月8日	開示	・介護認定調査票 ・主治医意見書		4月11日

No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開示方法	請求者区分	所管課	開示決定日	決分区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
99	3月30日	平成28年から現在までの家賃、アパートの更新費用の支払い状況	写しの交付	本人	社会福祉課	4月7日	開示	・住宅扶助に係る家賃及び更新料記録		4月11日
100	3月30日	令和元年度ススマイル健康診査結果	写しの交付	本人	健康増進課	4月1日	開示	・健康診査個人結果票		4月6日
101～104	2月18日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	2月18日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		2月18日
105～108	2月21日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	2月21日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		2月21日
109 110	2月22日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	2月22日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		2月22日
111 ～ 116	2月28日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	2月28日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		2月28日
117 118	3月2日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月2日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月2日
119 ～ 122	3月14日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月14日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月14日



No.	請求日	開示の請求に係る自己情報の内容	開方	請求者区分	所管課	開示日	決区	開示した自己情報の内容	非開示の理由	開示の実施日
123 ～ 153	3月17日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月17日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月17日
154 ～ 163	3月18日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月18日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月18日
164 ～ 176	3月22日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月22日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月22日
177 ～ 181	3月23日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月23日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月23日
182 183	3月24日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月24日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月24日
184 185	3月25日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月25日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月25日
186 187	3月29日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月29日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月29日
188	3月31日	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点	閲覧	本人	学校教育課	3月31日	開示	令和4年度前橋市立前橋高等学校入学者選抜における全日制課程選抜に係る学力検査の教科別得点		3月31日

表2-1 個別の処理状況（開示の申出）

No.	申出日	開示の申出に係る自己情報の内容	開示方法	申出者区分	所管課	開示決定日	決定区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	公開の実日
1	4月5日	前工団と契約した前橋市〇〇町〇〇の宅地分譲契約書	写しの交付	個人	産業政策課	4月9日	部分開示	宅地分譲契約書	宅地分譲契約書における連帯保証人の住所及び氏名は開示請求者以外の特定の個人が認識されるものであり、連帯保証人の印影は、開示することでの財産の保護に支障を生じる恐れがあるため。	4月16日
2	9月1日	〇〇町〇〇他 下水道管付設申請書一式	写しの交付	個人	下水道整備課	9月10日	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管付設申請書</li> <li>下水道管付設通知書</li> <li>下水道管付設希望者名簿</li> <li>下水道管付設希望者名簿</li> <li>下水道管付設承諾書</li> <li>私道平面及び土地所有者区分図</li> <li>誓約書</li> </ul>	<p>次の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管付設通知書に記載された氏名</li> <li>下水道管付設申請書に記載された氏名、住所及び電話番号</li> <li>下水道管付設希望者名簿に記載された住所及び氏名</li> <li>私道平面及び土地所有者区分図に記載された図面対象番号及び氏名</li> <li>誓約書に記載されている住所及び氏名</li> </ul> <p>下水道管付設希望者名簿に押印された印影及び誓約書に押印された印影については、開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められるため。</p>	9月13日
3	10月25日	前橋市〇〇町〇〇 宅地分譲契約書の写し 平成元年〇月〇日売買	写しの交付	個人	産業政策課	10月27日	部分開示	宅地分譲契約書	宅地分譲契約書における連帯保証人の住所及び氏名は開示請求者以外の特定の個人が認識されるものであり、連帯保証人の印影は、開示することでの財産の保護に支障を生じる恐れがあるため。	11月1日

No.	申出日	開示の申出に係る自己情報の内容	開方	申出者区分	所管課	開示決定日	決定区分	開示した自己情報の内容	非開示の理由	公開の実施日
4	11月25日	前工団と契約した前橋市〇〇町〇〇の宅地分譲契約書	写しの交付	遺族	産業政策課	12月6日	部分開示	宅地分譲契約書	宅地分譲契約書における連帯保証人の住所及び氏名は開示請求者以外の特定の個人が認識されるものであり、連帯保証人の印影は、開示することによって財産の保護に支障を生じる恐れがあるため。	12月7日
5	2月14日	区画整理の際、〇〇が前橋市から購入した次の土地の売買契約書 前橋市〇〇町〇〇及び〇〇	写しの交付	遺族	区画整理課	2月22日	部分開示	土地売買契約書	開示申出者以外の印影については、開示することにより、犯罪の誘発につながるおそれのある情報であるため。	2月22日
6	3月3日	前橋箕郷線の道路改良に係る代替地の売買契約書	写しの交付	本人	市街地整備課	3月3日	開示	土地売買契約書		3月7日
7	3月3日	前橋箕郷線の道路改良に係る代替地の売買契約書	写しの交付	本人	資産経営課	3月4日	開示	土地売買契約書		3月7日

## 5 審査請求の状況

令和3年度において、実施機関の決定に対する審査請求は、2件ありました。その概要は、次のとおりです。

### (1) 前橋市諮問第8号

ハラスメントに対する嚴重注意書に係る行政情報の公開請求について、実施機関がした非開示決定（表20のNo.10）に対する請求者からの審査請求

ア 実施機関・担当部課

市長・総務部職員課

イ 情報公開請求内容

〇〇のハラスメントに対する嚴重注意書及び同書発行の基礎となった一切の関連資料

ウ 情報公開請求日

令和3年5月31日

エ 原処分の日、決定内容及び理由

(ア) 決定日

令和3年6月3日

(イ) 決定内容

自己情報の開示等の請求の適用除外であるとして開示請求を拒否した決定

(ウ) 理由

条例第29条第2項該当

開示の請求に係る自己情報は、本市の職員の人事に関する個人情報に該当し、開示請求の対象とならないため。

オ 審査請求年月日

令和3年8月30日

カ 審査庁（諮問庁）

市長

キ 前橋市情報公開審査会の審議状況

(ア) 諮問年月日

令和3年9月28日

(イ) 弁明書に対する審査請求人からの反論書の提出

令和3年10月19日

(ウ) 答申年月日

令和4年2月2日

(エ) 答申内容

実施機関が行った決定は、妥当である。

ク 審査請求に対する裁決

棄却（令和4年2月7日）

(2) 自己情報部分開示決定（令和3年11月24日付け前農委第174号）に対する審査請求

農地転用届出書に関する自己情報の開示請求について、実施機関がした部分開示決定（表20のNo.57）に対する請求者からの審査請求

ア 実施機関・担当部課

農業委員会・農業委員会事務局

イ 情報公開請求内容

平成27年〇月〇日受理された、前橋市〇〇町〇〇（〇〇街区〇一〇）農地法第5条届出書の申請書一式

ウ 情報公開請求日

令和3年11月18日

エ 原処分の決定日、決定内容及び理由

(ア) 決定日

令和3年11月24日

(イ) 決定内容

部分開示決定

(ウ) 理由

条例第17条第8号該当

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書に押印された個人の印の印影については、印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生ずると認められるため。

オ 審査請求年月日

令和4年1月11日

カ 審査請求に対する裁決

却下（令和4年2月2日）

※ 実施機関は、イの自己情報について農地転用届出書の提出者を非開示とした決定を取り消し、審査請求人に対し、改めて条例第17条第8号に該当する部分を除いて開示する旨の決定を行ったため、審査庁（農業委員長）は、これによって審査請求の目的が消滅し、審査請求人には審査請求をする法律上の利益がないものと判断し、審査請求を却下した。

## 6 令和3年度の会議の開催状況

令和3年度において、個人情報保護審査会は、5回開催されました。その概要は、次のとおりです。（表22）

表22 会議の開催状況

回数	開催日	審査会の主な内容
第73回	令和3年5月24日(月)	(1) 個人情報取扱事務開始届等について (2) 令和2年度個人情報保護の実施状況について
第74回	令和3年9月28日(火)	個人情報目的外利用等届出書等について
第75回	令和3年10月29日(金)	審査請求に係る諮問について
第76回	令和3年11月26日(金)	(1) 個人情報目的外利用等届出書等について (2) 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (3) 前橋市個人情報保護条例の改正について (4) 前橋市個人情報保護審査会運営要領の改正について
第77回	令和4年2月22日(火)	(1) 個人情報取扱事務開始届等について (2) 前橋市個人情報保護条例の改正について (3) 改正個人情報保護法に係る対応について

### III 資料





情報提供コーナーの刊行物等一覧表

NO	刊行物名	所管課
1	市長等交際費支出状況	秘書広報課
2	市民アンケート調査報告書	秘書広報課
3	前橋市職員録	職員課
4	前橋市人事行政の運営等の状況	職員課
5	前橋市の給与定員管理等について	職員課
6	審議会等の会議の事前公表通知書	行政管理課
7	情報公開条例及び個人情報保護条例の実施状況	行政管理課
8	パブリックコメント実施結果	行政管理課
9	行財政改革 大綱・計画・実施結果	行政管理課
10	包括外部監査の結果報告	行政管理課
11	前橋市議会議案	行政管理課
12	前橋市地域防災計画	防災危機管理課
13	前橋市総合防災マップ(改訂版)	防災危機管理課
14	前橋市国民保護計画	防災危機管理課
15	前橋市災害対応年報	防災危機管理課
16	第六次前橋市総合計画 ・ 同改訂版	政策推進課
17	第七次前橋市総合計画 ・ 同改訂版	政策推進課
18	庁議結果概要	政策推進課
19	前橋市公共交通マスタープラン	交通政策課
20	前橋市交通安全計画	交通政策課
21	前橋市地域公共交通網形成計画	交通政策課
22	前橋市総合情報化推進計画	情報政策課
23	前橋市統計書	情報政策課
24	工業統計調査結果報告書	情報政策課
25	商業統計調査結果報告書	情報政策課
26	市民経済計算結果報告書	情報政策課
27	事業所・企業統計調査結果報告書	情報政策課
28	経済センサスー活動調査結果報告書(製造業)	情報政策課
29	当初予算編成方針	財政課
30	当初予算内示資料	財政課
31	前橋市の財政(財政状況の公表)	財政課
32	前橋市の財政(財務諸表)	財政課
33	前橋市健全化判断比率等算定様式	財政課
34	前橋市普通会計決算カード	財政課
35	前橋市市有資産活用基本方針	資産経営課
36	前橋市公共施設マネジメント関連計画集	資産経営課
37	市税の概要	収納課
38	固定資産概要調書	資産税課
39	人権に関する市民意識調査結果報告書	生活課
40	男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書	生活課
41	前橋市男女共同参画基本計画	生活課
42	前橋市男女共同参画基本計画まえばしWindプラン2014実施状況報告書	生活課

NO	刊行物名	所管課
43	自治会・自治会長名一覧	生活課
44	市民課の概要	市民課
45	前橋市行政区別人口・世帯数	市民課
46	年齢別人口表	市民課
47	国籍別人員調査票	市民課
48	人口ピラミッド(市民課)データ	市民課
49	前橋都市計画事業二中地区(第三)土地区画整理事業新旧住所対照表	市民課
50	前橋都市計画事業二中地区(第三)土地区画整理事業新旧対象案内図	市民課
51	市民アンケート調査報告書	市民課
52	前橋市観光基本計画	観光政策課
53	前橋の福祉	社会福祉課
54	前橋市地域福祉計画	社会福祉課
55	まえばしスマイルプラン 老人福祉計画・介護保険計画	長寿包括ケア課
56	前橋市障害福祉計画	障害福祉課
57	保健所事業概要	保健総務課
58	保健所関係廃止台帳	保健総務課
59	前橋市自殺対策推進計画	保健予防課
60	飲食店営業許可施設、理・美・浴・旅・ク営業施設台帳	衛生検査課
61	あん摩マッサージ・はり・きゅう・柔道整復台帳	衛生検査課
62	まえばしの国保(各年度実績)	国民健康保険課
63	前橋市地域省エネルギービジョン報告書	環境森林課
64	前橋市地球温暖化防止実行計画	環境森林課
65	前橋市環境基本計画	環境森林課
66	まえばしのかんきょう	環境森林課
67	前橋市自然環境調査報告書(鳥類)	環境森林課
68	前橋市自然環境調査報告書(昆虫類)	環境森林課
69	前橋市の野鳥(平成26年度前橋市自然環境調査(鳥類)概要版)	環境森林課
70	前橋市自然環境調査(植物)報告書 野鳥、魚類、水生生物	環境森林課
71	清掃事業概要	ごみ政策課
72	前橋市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)	ごみ政策課
73	前橋市新清掃工場施設整備基本構想	清掃施設課
74	前橋市新清掃工場施設整備基本計画	清掃施設課
75	前橋市災害廃棄物処理計画	廃棄物対策課
76	前橋市中心市街地活性化基本計画	にぎわい商業課
77	前橋市商店街通行量調査報告書	にぎわい商業課
78	前橋の農業	農政課
79	令和2年度農業委員会業務概要	農業委員会事務局
80	前橋市都市計画マスタープラン	都市計画課
81	前橋の都市計画 資料編	都市計画課
82	前橋市景観計画	都市計画課
83	前橋市立地適正化計画	都市計画課
84	前橋市都市計画審議会 議事録	都市計画課
85	地価公示標準地価格	都市計画課
86	地価調査基準地価格	都市計画課

NO	刊行物名	所管課
87	前橋土地区画整理事業施工区域図・街区図	市街地整備課・区画整理課
88	土地区画整理事業概要(設計図、仮換地図)	区画整理課
89	上下水道事業年報	水道局
90	前橋市水道事業業務状況説明書	水道局
91	前橋市水道ビジョン	水道局
92	水質検査計画	水道局
93	前橋市水質検査計画に基づく検査結果の公表	水道局
94	新潟県中越沖地震・復旧支援活動の記録	水道局
95	新潟中越地震給水・復旧支援活動の記録	水道局
96	消防年報	消防局
97	火災統計	消防局
98	救急統計	消防局
99	議会月報	議会事務局
100	まえばし市議会だより	議会事務局
101	前橋市議会常任委員会議題	議会事務局
102	前橋市議会会議録	議会事務局
103	政務活動費収支報告書	議会事務局
104	前橋の市政概要	議会事務局
105	前橋市の教育	教育委員会
106	前橋市公民館事業概要	生涯学習課
107	まえばしの図書館	図書館
108	選挙の記録	選挙管理委員会事務局
109	前橋市監査委員公表	監査委員会事務局
110	農業委員会業務概要	農業委員会事務局
111	事業報告及び決算書	前橋市まちづくり公社
112	事業報告・決算報告書	観光コンベンション協会
113	事業報告及び決算書	前橋市社会福祉協議会
114	前橋市社会福祉協議会の概要	前橋市社会福祉協議会

## 有償刊行物リスト

NO	刊行物名	作成年月	価格(円)	販売場所
1	前橋都市計画事業二中地区(第四)土地区画整理事業新旧住所対照表	H10.2	230	情報公開コーナー
2	前橋都市計画事業二子山土地区画整理事業新旧住所対照表	H17.7	850	情報公開コーナー
3	前橋市樋越南部土地区画整理事業新旧住所対照表	H26.2	500	情報公開コーナー
4	前橋都市計画事業川原第三土地区画整理事業新旧住所対照表	H22.7	530	情報公開コーナー
5	前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業新旧住所対照表	H24.9	860	情報公開コーナー
6	前橋市都市計画事業新前橋駅前第二土地区画整理事業新旧住所対照表	H28.10	500	情報公開コーナー
7	前橋市都市計画事業新前橋駅前第二土地区画整理事業住所表示変更案内図(古市町一丁目、古市町二丁目)	H28.10	800	情報公開コーナー
8	前橋市南部拠点西地区土地区画整理事業新旧住所対照表	H29.1	60	情報公開コーナー
9	前橋市南部拠点西地区土地区画整理事業新旧住所対照案内図(横手町・亀里町・新堀町・鶴光路町)	H29.1	100	情報公開コーナー
10	平成30年度 前橋市職員録	H30.5	300	情報公開コーナー
11	情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告(平成29年度)	H30.6	300	情報公開コーナー
12	平成30年第2回定例会市議会(第1次送付分)議案書	H30.6	100	情報公開コーナー
13	平成30年第2回定例会市議会議案(第1次送付分)説明資料(条例関係)	H30.6	200	情報公開コーナー
14	平成30年度前橋市各会計補正予算の概要	H30.6	10	情報公開コーナー
15	平成30年第2回定例会市議会(第2次送付分)議案書	H30.6	10	情報公開コーナー
16	平成30年第3回定例会市議会議案書	H30.8	300	情報公開コーナー
17	平成30年第3回定例会市議会議案説明資料	H30.8	30	情報公開コーナー
18	平成30年度前橋市各会計補正予算の概要	H30.8	20	情報公開コーナー
19	平成29年度前橋市各会計決算の概要	H30.8	600	情報公開コーナー
20	平成29年度前橋市各会計決算書	H30.8	1,400	情報公開コーナー
21	平成29年度前橋市各会計決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率等審査意見書	H30.8	400	情報公開コーナー
22	前橋の市政概要 平成29年度版	H30.8	700	情報公開コーナー
23	平成30年第3回定例会市議会(第2次送付分)議案書	H30.9	20	情報公開コーナー
24	平成30年第4回定例会市議会議案書	H30.11	300	情報公開コーナー
25	平成30年度前橋市各会計補正予算の概要	H30.11	30	情報公開コーナー
26	平成30年第4回定例会市議会議案説明資料	H30.11	100	情報公開コーナー
27	平成30年第4回定例会市議会(第2次送付分)議案書	H30.12	40	情報公開コーナー
28	平成30年第4回定例会市議会(第1次送付分)説明資料	H30.11	100	情報公開コーナー
29	平成30年第4回定例会市議会(第2次送付分)議案書	H30.12	40	情報公開コーナー
30	平成31年度前橋市各会計予算及び同説明書	H31.2	1,400	情報公開コーナー
31	平成31年度当初予算附属説明書	H31.2	1,100	情報公開コーナー
32	平成30年度前橋市各会計補正予算及び同説明書	H31.2	900	情報公開コーナー
33	平成30年度前橋市各会計補正予算の概要	H31.2	60	情報公開コーナー
34	平成31年第1回定例会市議会(第1次送付分)議案書	H31.2	300	情報公開コーナー
35	平成31年第1回定例会市議会(第1次送付分)説明資料	H31.2	200	情報公開コーナー
36	平成31年第1回定例会市議会(第2次送付分)議案書	H31.2	30	情報公開コーナー

NO	刊行物名	作成年月	価格(円)	販売場所
37	平成31年第1回定例会市議会(第3次送付分)議案書	H31.3	10	情報公開コーナー
38	令和元年第2回定例会市議会議案書	R元.5	200	情報公開コーナー
39	令和元年第2回定例会市議会議案説明資料	R元.5	100	情報公開コーナー
40	令和元年度前橋市各会計補正予算の概要	R元.5	20	情報公開コーナー
41	前橋市職員録	R元.5	300	情報公開コーナー
42	前橋市公共施設白書(改訂版)	R元.5	500	情報公開コーナー
43	前橋市公共施設白書(施設評価調査)	R元.5	300	情報公開コーナー
44	令和元年第2回定例会市議会議案書(第2次送付分)	R元.6	10	情報公開コーナー
45	情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告(平成30年度)	R元.6	300	情報公開コーナー
46	令和元年第3回定例会市議会議案書	R元.8	300	情報公開コーナー
47	令和元年第3回定例会市議会議案説明資料	R元.8	100	情報公開コーナー
48	令和元年度前橋市各会計補正予算の概要	R元.8	30	情報公開コーナー
49	平成30年度前橋市各会計決算市長説明	R元.8	50	情報公開コーナー
50	平成30年度前橋市各会計決算の概要	R元.8	600	情報公開コーナー
51	平成30年度前橋市各会計決算書	R元.8	1,500	情報公開コーナー
52	平成30年度前橋市各会計決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率等審査意見書	R元.8	400	情報公開コーナー
53	前橋の市政概要 令和元年度版	R元.9	800	情報公開コーナー
54	令和元年第3回定例会市議会議案書(第2次送付分)	R元.9	70	情報公開コーナー
55	令和元年第4回定例会市議会議案書	R元.11	400	情報公開コーナー
56	令和元年第4回定例会市議会議案説明資料	R元.11	200	情報公開コーナー
57	令和元年度前橋市各会計補正予算の概要	R元.11	30	情報公開コーナー
58	令和元年第4回定例会市議会議案書(第2次送付分)	R元.12	10	情報公開コーナー
59	令和2年度当初予算市長説明	R2.2	40	情報公開コーナー
60	令和2年度前橋市各会計予算及び同説明書	R2.2	1,500	情報公開コーナー
61	令和2年度当初予算附属説明書	R2.2	1,100	情報公開コーナー
62	令和元年度前橋市各会計補正予算及び同説明書	R2.2	1,000	情報公開コーナー
63	令和元年度前橋市各会計補正予算の概要	R2.2	70	情報公開コーナー
64	令和2年第1回定例会市議会議案書	R2.2	300	情報公開コーナー
65	令和2年第1回定例会市議会議案説明資料	R2.2	200	情報公開コーナー
66	令和2年5月臨時市議会議案書	R2.5	100	情報公開コーナー
67	令和2年5月臨時市議会議案説明資料	R2.5	40	情報公開コーナー
68	前橋市職員録	R2.6	300	情報公開コーナー
69	令和2年第2回定例会市議会議案書	R2.6	200	情報公開コーナー
70	令和2年第2回定例会市議会議案説明資料	R2.6	100	情報公開コーナー
71	令和2年度前橋市各会計補正予算の概要	R2.6	20	情報公開コーナー
72	令和2年第2回定例会市議会議案書(第2次送付分)	R2.6	200	情報公開コーナー

NO	刊行物名	作成年月	価格(円)	販売場所
73	令和2年7月臨時市議会議案書	R2.7	50	情報公開コーナー
74	令和2年度前橋市各会計補正予算の概要	R2.7	20	情報公開コーナー
75	令和2年第3回定例市議会議案書	R2.8	300	情報公開コーナー
76	令和2年第3回定例市議会議案説明資料	R2.8	40	情報公開コーナー
77	令和2年度前橋市各会計補正予算の概要	R2.8	30	情報公開コーナー
78	令和元年度前橋市各会計決算市長説明	R2.8	50	情報公開コーナー
79	令和元年度前橋市各会計決算の概要	R2.8	600	情報公開コーナー
80	令和元年度前橋市各会計決算書	R2.8	1,500	情報公開コーナー
81	令和元年度前橋市各会計決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率等審査意見書	R2.8	400	情報公開コーナー
82	前橋の市政概要 令和2年度版	R2.9	800	情報公開コーナー
83	情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告(令和元年度)	R2.9	300	情報公開コーナー
84	令和2年第4回定例市議会議案書	R2.11	400	情報公開コーナー
85	令和2年第4回定例市議会議案説明資料	R2.11	100	情報公開コーナー
86	令和2年度前橋市各会計補正予算の概要	R2.11	40	情報公開コーナー
87	令和2年第4回定例市議会議案書(第2次送付分)	R2.12	10	情報公開コーナー
88	令和2年第4回定例市議会議案書(第3次送付分)	R2.12	30	情報公開コーナー
89	令和3年度当初予算市長説明	R3.2	40	情報公開コーナー
90	令和3年度前橋市各会計予算及び同説明書	R3.2	1,600	情報公開コーナー
91	令和3年度当初予算附属説明書	R3.2	1,200	情報公開コーナー
92	令和2年度前橋市各会計補正予算及び同説明書	R3.2	1,100	情報公開コーナー
93	令和2年度前橋市各会計補正予算の概要	R3.2	70	情報公開コーナー
94	令和3年第1回定例市議会議案書	R3.2	200	情報公開コーナー
95	令和3年第1回定例市議会議案説明資料	R3.2	100	情報公開コーナー
96	令和3年第1回定例市議会議案書(第2次送付分)	R3.3	300	情報公開コーナー
97	令和3年第1回定例市議会議案説明資料(第2次送付分)	R3.3	500	情報公開コーナー
98	令和3年第1回定例市議会議案書(第3次送付分)	R3.3	70	情報公開コーナー
99	令和3年5月臨時市議会議案書	R3.5	100	情報公開コーナー
100	令和3年5月臨時市議会議案説明資料	R3.5	80	情報公開コーナー
101	令和3年度前橋市職員録	R3.5	300	情報公開コーナー
102	前橋市都市計画事業二中地区(第三)土地区画整理事業新旧住所対照表(朝日町一丁目全域・朝日町二丁目一部・三河町一丁目一部・三河町二丁目一部)	R3.6	700	情報公開コーナー
103	前橋市都市計画事業二中地区(第三)土地区画整理事業新旧対照案内図(朝日町一丁目全域・朝日町二丁目一部・三河町一丁目一部・三河町二丁目一部)	R3.6	2,200	情報公開コーナー
104	令和3年第2回定例市議会議案書	R3.6	100	情報公開コーナー
105	令和3年第2回定例市議会議案説明資料	R3.6	70	情報公開コーナー
106	令和3年度前橋市各会計補正予算の概要	R3.6	20	情報公開コーナー
107	情報公開及び個人情報保護制度の実施状況報告(令和2年度)	R3.6	400	情報公開コーナー
108	令和3年第2回定例市議会議案書(第3次送付分)	R3.6	60	情報公開コーナー

NO	刊行物名	作成年月	価格(円)	販売場所
109	令和3年第3回定例市議会議案書	R3.8	300	情報公開コーナー
110	令和3年第3回定例市議会議案説明資料	R3.8	50	情報公開コーナー
111	令和3年度前橋市各会計補正予算の概要	R3.8	30	情報公開コーナー
112	令和2年度前橋市各会計決算市長説明	R3.8	50	情報公開コーナー
113	令和2年度前橋市各会計決算の概要	R3.8	700	情報公開コーナー
114	令和2年度前橋市各会計決算書	R3.8	1,600	情報公開コーナー
115	令和2年度前橋市各会計決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率等審査意見書	R3.8	400	情報公開コーナー
116	前橋の市政概要 令和3年度版	R3.8	800	情報公開コーナー
117	令和3年第3回定例市議会議案書(第2次送付分)	R3.9	40	情報公開コーナー
118	令和3年第3回定例市議会議案書(第3次送付分)	R3.9	20	情報公開コーナー
119	令和3年第3回定例市議会議案書(第4次送付分)	R3.9	10	情報公開コーナー
120	令和3年第4回定例市議会議案書	R3.11	300	情報公開コーナー
121	令和3年第4回定例市議会議案説明資料	R3.11	200	情報公開コーナー
122	令和3年度前橋市各会計補正予算の概要	R3.11	40	情報公開コーナー
123	令和3年第4回定例市議会議案書(第2次送付分)	R3.12	40	情報公開コーナー
124	令和3年第4回定例市議会議案書(第3次送付分)	R3.12	30	情報公開コーナー
125	令和4年度当初予算市長説明	R4.2	50	情報公開コーナー
126	令和4年度前橋市各会計予算及び同説明書	R4.2	1,600	情報公開コーナー
127	令和4年度当初予算附属説明書	R4.2	1,200	情報公開コーナー
128	令和3年度前橋市各会計補正予算及び同説明書	R4.2	1,100	情報公開コーナー
129	令和3年度前橋市各会計補正予算の概要	R4.2	80	情報公開コーナー
130	令和4年第1回定例市議会議案書	R4.2	300	情報公開コーナー
131	令和4年第1回定例市議会議案説明資料	R4.2	100	情報公開コーナー
132	令和4年第1回定例市議会議案書(第2次送付分)	R4.2	10	情報公開コーナー
133	令和4年第1回定例市議会議案書(第3次送付分)	R4.3	40	情報公開コーナー
134	令和4年第1回定例市議会議案説明資料(第3次送付分)	R4.3	10	情報公開コーナー
135	令和4年第1回定例市議会議案書(第4次送付分)	R4.3	10	情報公開コーナー
136	令和4年第1回定例市議会議案書(第4次送付分)	R4.3	20	情報公開コーナー
137	令和4年第1回定例市議会議案書(第5次送付分)	R4.3	20	情報公開コーナー

